

環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立

モザンビーク、2017年4月10日

宛先：

国際協力機構（Japan International Cooperation Agency – JICA）のガイドライン審査役

ファックス: +81-3-5226-6973

メールアドレス: jicama-jigi@jica.go.jp

申立人の氏名

■■■■
■■■■
■■■■
■■■■
■■■■
■■■■
■■■■
■■■■
■■■■
■■■■
■■■■

上記に列挙した者は、プロサバナ（ProSAVANA）事業による影響を受けた農民コミュニティの代表として、この異議申立を行います。

詳細に入る前に、我々がどのような者であり、2012年10月からJICAのプロサバナ事業とどのように関わっているかを明らかにしたいと思います。

我々モザンビークの農民たちは、自由のために戦い、1975年に独立を実現しました。その後、

多くの苦勞により手に入れることができた我が憲法の下で、主權を享受してきました¹。我々が憲法に定める權利と我々の「組合主義 (associativismo)」の伝統に基づき団結を確立し、お互いに支え合うこと、共同で我々の權利を擁護すること、我々が国民に良い影響を与える政策を提案することにより国家主權及び食料主權 (Food Sovereignty) の促進に貢献すること、皆のために公平、平和、かつより良い社会を作ることと、非党派 (non partisan) 組織として全国の統一を実現することにコミットしてきました。

- 他の申立人らが、異議申立の提出に準備、整理して備える意図をもって²、国内・現地及び日本の市民社会組織の支援を受けつつ、このガイドラインが保障している手続を用いたことを知り、我々も同じことをすることにしました。
- 我々の申立を行うに際して重要な情報を整理するために、モザンビーク及び日本のパートナーの支援を求めました。
- 独立の審査役に陳述書 (declarações) における我々の主張を理解していただくために、日本のパートナーに対し、日本語での参考資料及びリンクの脚注を作成するように依頼しました。
- 最後に、本文及び脚注において列挙されているプロサバンナに関連するすべての陳述書と資料を、JICA は受け取っていることを、ここにお知らせします。

A 2012 年 4 月、我々影響を受けた地域の農民たちは、プロサバンナについて「ブラジルセラード (PROCEDER) 事業の成功がモザンビーク北部のアフラカサバンナで繰り返される」、「モザンビークの北部にある日伯ビジネスの農業事業」³、「輸出用大豆の大量生産」、「ナカラ回廊 (Corredor de Nacala) にわたる利用可能な非栽培土地の広い面積 (アフリカサバンナ)」や「ナカラ [回廊] ファンド (Fundo de Nacala)」⁴などを耳にし、詳細情報を調べようとしたのですが、これを入手することができませんでした。我が国の公務員等でもこの事業について詳しく知らない様子で、情報を持ち合わせていませんでした。

B 2012 年 8 月と同年 10 月、我々影響を受けた地域の農民たちは、全国の仲間により収集されたこの事業 (プロサバンナ事業) に関する情報を分析して議論するためにナンプーラ (Nampula) において、何日にもわたった集会を開催しました。集会の前に、マプト (Maputo) の仲間たちは、インターネット検索により参考文献の研究と JICA を含む三カ国の代表者との面談 (2012 年 8 月) を実施しました。

¹ [http://confinder.richmond.edu/admin/docs/Constitution_\(in_force_21_01_05\)\(English\)-Mozlegal.pdf](http://confinder.richmond.edu/admin/docs/Constitution_(in_force_21_01_05)(English)-Mozlegal.pdf)

² <https://www.jica.go.jp/environment/objection.html>

³ https://www.jica.go.jp/topics/news/2012/20120514_02.html

<https://www.jica.go.jp/brazil/office/information/news/2012/120515.html>

⁴ 情報の残りの部分と参考文献の原文は次のペーパーに掲載されています。

これらの努力により収集された情報に基づき、我々による初めてのプロサバンナ抗議文「プロサバンナ事業に関する声明 (Pronunciamento)」が2012年10月11日付で作成されました⁵。

「声明」において次に掲げる問題点を表明した：①FPIC (Free, Prior, Informed Consent – FPIC) の諸原則に関わる透明性、説明責任、遵守の欠如、②「モザンビークの北部にセラードブラジル事業 (Cerrado-Brasil) の成功例」を転用することに対する我々の反対意見、③この事業の影響への我々の大きな懸念、すなわち、土地の横領、化学物質による汚染等に関する懸念。

- C 2013年2月、我々、影響を受けた地域の農民たちは、プロサバンナ事業に対する我々の懸念を直接表明して「声明」をMOFA(日本の外務省)においてJICA代表者たちに渡すために、我々の代表者を日本に派遣しました⁶。JICA及び外務省は、大規模栽培の可能性はあるが、事業対象地域において農民の移転を行う可能性は「ゼロ」であると説明しました。
- D 2013年4月、「マスタープランのモデル版(第2[その後、第3に変更]マスタープラン報告書)」が打ち出されると、プロサバンナが、クイックインパクトプロジェクトとパイロットプロジェクト(プロサバンナ事業の下で計画)により、「現地住民の強制移動」と「土地バンク(bancos de terra)」の設置を計画していたことがわかりました。国内外のNGOは我々のために「漏洩により最悪の事態が確認」という緊急声明を発表しました⁷。
- E 2013年5月、我々、影響を受けた地域の農民たちは、再びナンプーラに集結し、三カ国(日本、ブラジル、モザンビーク)の元首宛に「プロサバンナ事業の緊急停止と再考を求める公開書簡」を作成しました⁸。我々の代表者がJICAと面会の上、同公開書簡における要求を繰り返しました。
- F 2014年4月、我々、影響を受けた地域の農民たちは、我が国他地域の農民とともに集い「ナンプーラ宣言」を作成しました。この宣言は、プロサバンナにおいて発生した基本的人権の侵害と侵犯のすべてを示し、同事業に対する我々の反対を表明するものです⁹。
- G 2014年6月に、我々、影響を受けた地域の農民は、他の市民社会団体と共同で「プロサバンナにノー!」キャンペーンを立ち上げました。

⁵ 日本の協力者が声明書の和訳を作成してくださいました。 [REDACTED]

⁶ これは次のテレビ番組において報道されました。 [REDACTED]

⁷ [REDACTED]

⁸ 日本語版。 [REDACTED]

⁹ [REDACTED]

再び、我々は「宣言」という形で、我々の懸念を表明し、声をあげました¹⁰。

- H 2015年4～5月、マスタープラン全204頁に関する「公聴会」が、影響を受けたすべての地域において開催されることが、突然知らされました。突然ではありましたが、我々は、他の協力団体とともに、それらすべての公聴会に参加することができました。
- I 2015年6月、我々、影響を受けた地域の農民たちは、マポートにおける全国公聴会に参加し、抗議した上、公聴会に参加した人々と共に「公聴会無効化の要求」を提出しました¹¹。
- J 2015年7月、影響を受けた地域の農民である我々の代表者は、我々の義憤を表明するために日本を訪問し、「公聴会の無効化」に係る我々の声明文を、直接 JICA 及び MOFA に手渡しました¹²。
- K 2016年1～2月、我々、影響を受けた地域の農民は、他市民社会団体の同胞らと共に、市民社会団体がプロサバンナ事業の正当化に巻き込まれること、ならびに、JICA・MAJOL 社の契約下で作られた「市民社会との唯一の対話メカニズム」（後に MCSC と呼称）の設置プロセスそのものに反対する一連の反対声明を発表しました¹³。
- L 2016年8～11月、プロサバンナ・マスタープラン事業のサブプロジェクトの下での、モザンビーク市民社会への JICA の介入を明確に示す一次資料の存在を、我々は知りました。そのため、モザンビーク、ブラジル、日本ならびに世界の市民社会団体と共に我々は、「プロサバンナ事業に反対する共同抗議声明」を発表しました¹⁴。
- M 2016年10～11月、我々は、我々の社会への JICA のもうひとつの介入があることを発見、その返答として、「マスタープランの見直しに関する緊急声明」を提出しました¹⁵。

10

11

12

13

詳細が書かれています：

14

15

日本の NGO による次の二つの声明にその

- N 2016年11月に、我々の代表者が、我々の声を日本の人々に届けるために日本を訪問しました。日本の NGO により開催された公開集会において、8月と11月に公表していた我々の宣言を、我々は JICA と MOFA の代表者に手交しました。
- Q JICA が、意図的に、会議に参加させ我々の代表者の意見に反論してもらうためにモザンビーク農業省 (MASA) 元大臣と次官を日本に招待したことを我々は知りました。日本の NGO は「JICA による弾圧の試みに関する抗議並びに緊急要請」という二つの宣言書を発表しました¹⁶。

我々は、我々の氏名が、他のモザンビーク市民活動団体も含むあらゆるプロジェクト支持者に対して、秘匿されることを希望します。守秘義務違反は（噂を流すことを含み）、JICA によるもう一つの人権侵害と見なされます。

申立人は以下に掲げる者を代理人とします。

代理人の氏名:

代理人の連絡先:

住所:

TEL:

E-mail:

代理人の氏名:

代理人の連絡先:

住所:

TEL:

FAX:

E-mail:

I. 抗議の対象となる事業

国名：モザンビーク

プロジェクト名：プロサバナ事業（ProSAVANA-PD）（マスタープラン支援プロジェクト）及びモザンビークのコンサルタント会社と NGO へ委託契約されたサブプロジェクト：「プロサバナのためのコミュニケーション戦略の確立」、「プロサバナのためのコミュニケーション戦略の実施」、「ステークホルダーの参加」並びに「マスタープランの見直し」。

プロジェクトサイト：ナカラ回廊の地域（ナンプーラ州、ニアサ州及びザンベジア州）

プロジェクトの概要：プロサバナ事業：プロサバナ JBM に係るナカラ回廊農業開発マスタープラン策定支援プロジェクト

1) 県レベル及び全国レベルで開催の「公聴会」（2015年4～6月）：のナカラ回廊農業開発マスタープランのゼロドラフトに関するもの。

2) プロサバナ事業の四つのサブプロジェクト：

- a) 「プロサバナのためのコミュニケーション戦略の確立」計画：これは、JICA とモザンビークのコンサルタント会社 CV&A 社間の二つ目の契約であり、契約期間は 2013 年 8 月 1 日から 3 ヶ月（契約金は約 280 万円）。
- b) 「プロサバナのためのコミュニケーション戦略の実施」計画： JICA と CV&A 社との三つ目の契約で、契約期間は 2014 年 6 月 20 日から 3 ヶ月（約 264 万 7 千円）。
- c) 「ステークホルダーの参加」計画：この契約はモザンビークのコンサルタント会社である MAJOL 社に託され、契約期間は 2015 年 11 月 3 日から 4.5 ヶ月（約 530 万円）。
- d) 「マスタープランの見直し」計画： ナンプーラを拠点としているモザンビークの NGO である SOLIDARIEDADE MOÇAMBIQUE（ソリダリエダジ・モザンビーク）に託された契約であり、期間は 10 月 14 日から 6 ヶ月（約 2200 万円）。

*これらのサブプロジェクトの契約に関する情報は日本の市民社会から我々に提供されたものです¹⁷。

¹⁷ 日本の NGO によれば、これらの計算に関するすべての書類が次に掲げるウェブサイトに掲載されています：
[REDACTED]

II. ガイドラインに基づいて実際に発生し、又は、発生し得る重大な損害：

次に掲げる損害は JICA のガイドラインの不遵守により実際に発生したものです。これらの損害は、ガイドラインに違反するだけでなく、我々の憲法、国連憲章、世界人権宣言、市民的及び政治的権利に関する国際規約にも違反すると我々は考えます。

1) プロサバナ事業のもとで発生した人権侵害：

- a) 直接の損害：不透明な目的追及のため、我々が属する市民社会への介入した地方政府当局による迫害、威嚇、恐喝、脅迫、並びに抑圧を受け、さらに¹⁸、我々に「過激派」というラベルを貼り他の仲間から孤立させられたこと、それらによって生じた身体的、精神的な損害。
- b) 表現の自由（知る権利を含む）の侵害：憲法上の権利、市民的及び政治的権利に関する国際規約第 19 条、世界人権宣言、その他についての違反。

市民的及び政治的権利に関する国際規約第 19 条

- i. すべての者は、干渉されることなく意見をもつ権利を有する。
- ii. すべての者は表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。

2) JICA が、サブプロジェクトの資金とコンサルタントを用い、我々の組織と地方市民社会に直接又は間接的に介入したことにより生じた個別的、団体的かつ社会的な損害（モザンビークが紛争状況に陥っている時に）。すなわち、以下の四つの憲法上の価値と原則が、JICA のプロジェクトによって影響を受けた。：

- a) 個人、団体社会の調和に対する脅威と損害、
- b) 多元的かつ寛容であり、平和的文化を有する社会に対する損害、
- c) モザンビークのアイデンティティー（国の団結、組合主義、連帯、団体的知恵）及びその伝統や社会的、文化的価値に対する損害、
- d) 民主主義的な政府及び意思決定に対する損害。

¹⁸

(3,4,6-10 頁を参照)

モザンビーク共和国憲法

【前文】

- 我が国民の昔からの希望を確認し、土地及び人を自由にすることを目的とした、我が国の独立のための武装闘争により、モザンビーク社会のすべての愛国者が同じ自由、統一、正義及び発展の理想のもとで団結した。
- 1975年6月25日に我が国の独立が達成されたとき、モザンビークの国民に対しその基本的な自由と権利が返還された。
- 1990年憲法は三権の分立及び相互依存かつ多元性を基礎とする民主主義法治国を導入した。
- この基本法への市民の幅広い参加により、国民の集団的知性から発生する、民主主義及び挙国一致を強化するコンセンサスを示すものである。

【第2条(主権及び法の支配)】

- 主権は国民にある。
- モザンビークの国民はこの憲法の定めるところに従ってその主権を行使する。
- 国家はこの憲法に服し、法の支配を基盤とする。

【第3条(民主主義法治国)】

- モザンビーク共和国は法治国であり、
- 表現及び民主主義的政治組織の多元性並びに基本的人権及び自由の保障を基礎とする。

【第11条(基本的目的)】

モザンビーク国家は以下に掲げるものを基本的目的とする。

- 民主主義と自由、社会的安定と社会と個人の調和の強化
- 多元的かつ寛容な社会と平和的文化の促進
- モザンビークのアイデンティティ、伝統及びその他の社会文化的価値の確立
- 諸外国及び諸国民との間の友情関係と協力関係の確立と発展

前述した三つのサブプロジェクトによる社会への介入及び「マスタープランの見直し」計画のもとで JICA がナンプーラに本部がある現地 NGO と締結した契約による継続的な打撃¹⁹の影響、個別的、組織的かつ社会的な損害がさらに深刻になるおそれがあります。

19

3) 申立人が主張する JICA によるガイドライン不遵守に関連する条項および当該不遵守を構成する事実：

我々の理解では、イントロダクション、上記 1) 及び 2) において指摘した損害がガイドラインの理念、目的及び方針に違反しています。ガイドラインについての我々の研究と我々の協力者との相談に基づけば、上記 2) で述べた点が、以下に掲げるガイドラインの条項を遵守していません。。

*以下の通し番号はガイドラインのそれに基づいている。

[JICA ガイドライン]

- 1.1. 理念
- 1.2. 目的
- 1.4. 環境社会配慮の基本方針
- 1.5 JICA の責務
- 1.9 普及
- 2. 環境社会配慮のプロセス
 - 2.1 情報の公開
 - 2.4 現地ステークホルダーとの協議
 - 2.5 社会環境と人権への配慮
 - 2.6 参照する法令と基準
 - 2.8 JICA の意思決定
 - 2.9 ガイドラインの適切な実施と遵守の確保

別紙 1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮

1. 説明責任の欠如、情報の隠匿（及び基本的人権 [知る権利] の侵害）並びにステークホルダー特に地域住民の意義のある参加に対する妨害： 1.1; 1.4; 2.1; 2.5; 2.6

詳細はイントロダクション及び項目 4 において述べられていますが、ここでは JICA による不遵守に該当するいくつかの事実を強調して指摘しておきたいと思います。

- a) プロサバナ事業、特にプロサバナ PD（マスタープラン）に関する情報及び事実の否定、隠蔽並びに歪曲²⁰、
- b) 事業の主要な焦点となっていた本来の計画とアクター²¹がどうなったか、またこれらがなぜ変更されたのかについて説明のないこと（それどころか、市民社会が「嘘つき」であると主張した²²）、
- c) 事業により住民、コミュニティ、市民社会に大きなインパクトがあるにもかかわらず、JICA の三つのサブプロジェクト（特に、「コミュニケーション戦略」の二つのプロジェクトと「ステークホルダーの参加」プロジェクト）にかかる計画、確立、契約、支払並びに実施についての完全な隠蔽、
- d) 「ステークホルダーの参加」プロジェクトによって、事業賛同者に対して不公正に情報が伝達されること、そして、そのことが JICA の「マスタープランの見直し」プロジェクトにより、事業に賛成する市民社会の一部との契約締結により、さらに促進されてしまうこと、
- e) この異議申立手続きと「ゼロオプション」があり得ることを含んでいる本ガイドラインそのものの翻訳、提供ないし説明について拒否及び放棄。

2. 基本的人権の侵害: 1.1; 1.4; 2.1; 2.5; 2.6.

a) 直接の損害:

詳細が項目 4 において述べられているが、ここでこれらの損害のいくつかの原因を強調して指摘しておきたいと思います。:

²⁰

²¹ http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shimin/oda_ngo/taiwa/prosavana/pdfs/02_shiryou_6.pdf
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shimin/oda_ngo/taiwa/prosavana/pdfs/02_shiryou_7.pdf

²²

- i. 「公聴会」前の恫喝²³、
- ii. 「公聴会」中の抑圧²⁴、
- iii. プロサバンナ事業に対して反対意見を示したり異論をを申し立てた者に対する迫害、威嚇、脅迫、抑圧²⁵、
- iv. 「コミュニケーションの戦略」、「ステークホルダーの参加」²⁶、及び「マスタープランの見直し」の各プロジェクトによる直接的な干渉の後に生じた分裂、侮辱及び疎外。

b) 表現の自由への権利の侵害：

詳細がイントロダクション及び項目 4 において述べられているが、ここで JICA による不遵守に該当するいくつかの事実を強調して指摘しておきたいと思えます。

- i. 上記(i)を参照 「公聴会」の前/中/後に起きたこと（迫害的、不公平かつ恫喝的な調整、武装警官の立会い、公聴会への参加の妨害及びイベント後の迫害を含む）、
- ii. 「各ステークホルダー（組合、農民団体、NGO、コミュニティ）に介入し」、声をあげて要求を表明している現地団体の「要求の価値を貶め」「傷つける」ことを目的としかつ提案する「コミュニケーションの戦略」プロジェクトの策定、確立、実施並びに指導²⁷、
- iii. 「コミュニケーションの戦略」を通じて、我々とモザンビークのメディアの関係を「断ち切る」こと（上記参照）、
- iv. 内外の意見の違い、プロサバンナに対する「立場」、プロサバンナにおける「利害」、その他の団体及び市民社会におけるコミュニティに対して我々を含む「影響力を有する団体等」を、秘密裏に調査し、我々に「過激派」というレッテルをつけて、「ステークホルダーの参加」サブプロジェクトにおける対話メカニズムの構築プロセスの準備段階から、我々を排除したこと²⁸、
- v. 日本の協力者により東京で開催された公開集会に、我々を恫喝するために、モザンビーク農業省（MASA）の元副大臣と在日モザンビーク大使を、招待する

23

24

25

26

27

28

ことを企画、実施したこと²⁹。

3. 現地市民社会への直接の介入による社会的な損害: 1.1; 1.4; 2.4; 2.5; 2.6; 2.8.

プロサバンナ事業のマスタープランにおいて実施、促進、共謀され、あるいは防止されなかった以下の一連の行動は、特にサブプロジェクト実施中において、我々が順守し依頼してきた上述の憲法的価値と原則を、脅かしかつ損なっています。その因果関係は項目 4 で時系列に詳述されるため、ここでは上記損害を引き起こした JICA の主要な行動を特定するにとどめます。すなわち、

- a) 我々を、各コミュニティ及びその他の農民から孤立させることを目的とした「コミュニケーションの戦略」とその三名のコンサルタント (CV&A 社) について、計画、確立、支払、実施、並びに指導したこと ((1)(b)を参照)、
- b) プロサバンナ PEM (ProSAVANA-PEM) を用いて、積極的に我々の組合の分裂を促進し、2015 年 7 月の我々の日本訪問の直後、我々の仲間のひとりを訪日政府派遣団に参加させることを企てたこと (4 を参照)、
- c) 何らの監督を行わずに、支援及び資金提供したことにより、地区レベルでの政治的な公聴会に、武装制服警察が参加し、また政府官僚と与党 (FRELIMO) の幹部党員が多数出席することを許容したこと³⁰、
- d) 我々農民、その他の市民社会団体が、密接な協力関係により守ってきた市民社会に介入し、紛争を促すために「ステークホルダーの参加」プロジェクトと MAJOL 社について、計画、確立、支払、指導を行ないプロジェクトの以下の手法を導入した
 - ・ 「既存の、又は発生しうる利害の対立の特定…特定の団体間又は団体内」、
 - ・ 「ADR、連携と協議を妨害し又はこれを助長しうるステークホルダーの関係を特定しその特徴を明らかにすること (インセプション報告書 [Inception Report] 18 頁)³¹。

²⁹

³⁰

³¹ 着手報告書は JICA により任意に公開されたのではなく、日本の情報公開法に基づく請求により公開されました。

- e) 次に掲げる指導を行い、「特定の妥協策の対象とする必要があるキー団体・人物の特定」(ibid) という方法に賛同したこと
- ・ 「プロサバンナについて対話する覚悟を示している」(団体を招待すること)(TOR [付託条項] 2 頁)³²;
 - ・ 「利害関係を有し得る者」が「JICA 及び政府当局との一次的な相談により含まれ(た) …」([ステークホルダー・マッピング報告書 14 頁] ³³;
- [例.]
- ・ 「資金提供者及びオピニオンリーダーとして XX (国際 NGO) は大きな影響力をもっている。XX はほかの NGO (我々の組合を含む) に対し資金を提供している。2009 年からプロサバンナ反対運動に関わっており…強い関心と影響力(を持っている)。戦略的に考えればもっとも重要なパートナーのひとりである。この関係の強化すべき…」(マッピング報告書 20 頁) ³⁴。
 - ・ 「ソリダリエダジ・ナンプーラ [Solidariedade Nampula] ([redacted] 氏):プロサバンナに反対ではな(く) …(同局の) 会員数の多さによる大きな影響力を有しており、中間的な利害を示しているが、変更があればの話です」(インセプション報告書草案 23 頁) ³⁵、
- f) MAJOL 社の調査及び手続自体が不透明であったことに対し我々がこのままでは認めることができないと苦情を申し立てたにもかかわらず、コンサルタントの活動を通じてモザンビークの農民団体と市民社会の分類と分裂を促進したこと:
- ・ 赤色: プロサバンナに反対で、対話する意思がない、
 - ・ 紫色: 一定の条件が満たされれば、対話する意思がある、
 - ・ 黄色: プロサバンナについて組織として明確な見解が表明されていない、
 - ・ 緑色: プロサバンナに賛成 (マッピング報告書 32 頁)
- g) 「赤色の団体」の一つとして分類されることは、プロセスからの排除と他の団体や仲間からの孤立を意味し、かつ MAJOL 社の次の指摘から明らかのように、実際にそうなってしまったこと:
- ・ 「(赤色の団体) はきわめて小さいマイノリティーであり、交渉において基本的に考慮しなくても良いほどのものである」(マッピング報告書 33 頁);

³² [redacted]

³³ [redacted]

³⁴ JICA が合意した着手報告書に基づいて MAJOL 社が実施した調査の結果は情報公開法上の情報公開請求によっても公開されなかったが、苦情により次のサイトで閲覧可能になりました。

³⁵ [redacted]

- h) JICA とそのコンサルタント MAJOL 社は、州農民組合 (Uniões Provinciais de Camponeses) が、州部会に属していることを知って、ナンブーラ州部会 (Plataforma Provincial de Nampula) 及び [REDACTED] を「狙って」(上記参照) 介入したこと、
- i) MAJOL 社に対して、「統一された(一つの)対話のプラットフォーム(メカニズム)」³⁶が確立するまで市民社会に介入を続けるよう、また、事業及びその手続に対して疑問の声を上げ続けた団体の周縁化・孤立を促進³⁷するよう指導し、資金を提供したこと。
- j) 「個別意見聴会」及び「ナンブーラ・ワークショップ」の実施中に「市民社会からの賛成を増やすために」、MAJOL 社に次に掲げる侮辱、威嚇、嘘をつくなどの行為をさせたこと(着手報告書 5 頁³⁸)
- ・ 「JICA は市民社会の協力を得ることができなければプロサバンナを停止し(事業のために)違う場所を探すと言っていました…」(2015 年 11 月の個別意見聴会)³⁹、
 - ・ 「「プロサバンナに NO という」のは 93 億 2500 万メディカル(1 億 3041 万 4228 米ドル)を無駄にすることを意味します。日本の国会はこの問題を議論しており、あなた方が今すぐプロサバンナを進めることに賛成しなければ、この資金提供(全金額)がすべて消えますよ。それでいいですか？」
 - ・ 「市民社会はこのお金と機会をつかまなければなりません。もし今これを逃してしまえば、もう取り返しがつきません。JICA はお金を持っています。ですから、プロサバンナを進めようではありませんか」(ナンブーラワークショップ 2016 年 1 月 11 日⁴⁰)
- k) MAJOL 社の最終報告書に明確に記載されているように、我々の意思を屈服させるべく、同社の介入や我々の組合に関する JICA への報告を許容、促進したこと
- ・ 「UNAC (モザンビーク全国農民連合)の長及び代表が最終集会に参加しなかったことを気にする必要がありません…」
 - ・ 「UNAC が集会に対して公的な反応を示さず欠席したことからその立場が揺れてきていることがわかります。これは適切な関与を通じて (UNAC を) 交渉のプロセスに完全に引きずり込む良い機会です。」
 - ・ 「UNAC は集会を訪問した日本の派遣団による積極的なロビイング活動の対象となりました」(最終報告書 20 頁)⁴¹。

³⁶ TOR (付託条項) と契約書 [REDACTED]

³⁷ [REDACTED]

³⁸ [REDACTED]

³⁹ この計算の詳細は次の分析書類の 91 頁において掲載されている。 [REDACTED]

⁴⁰ 99-100 頁を参照。 [REDACTED]

⁴¹ [REDACTED]

- l) 我々を弱体化するというコンサルタントの提案に基づいて、「対話」のために、市民社会のメンバーとして農民及び住民を代表させるために、政治家を連れてくることを計画、実行しようとしたこと
- ・ 「ナンプーラの市民団体による県議会及び国会の議員を2月のセミナーに招待するという戦略はこの問題に係る主張（UNACの正統性）にある程度応えるでしょう」
 - ・ 「結局、もっともよく代表できるのは選挙により自ら選んだ代表者でなければおかしいでしょう」（最終報告書20頁）。
- m) 上記「戦略」を支持し、提案を具現化させることにより、我々の地域における市民社会の対立と分裂を促進したこと。
- n) 「参加」を通じて、プロサバンナとJICAに賛同するよう我々に対する個人と団体の敵意を正当化し助長させたこと。これらが「ナカラ回廊開発のための市民社会メカニズム（MCSC-CN）」を構成することとなった。JICAモザンビーク事務所で開かれたこれら人々、JICA並びにモザンビーク農業省（MASA）との非公開のミーティングの議事録に、これが記録されている。
- ・ 「マプートと州規模の「コーディネーション」との一致をつくる（促進する）ために、「プロサバンナにノー！全国キャンペーン」に賛同しているその他のNGO及び支持者に対する「感化ミッション」は実施済みです⁴²、
- o) [redacted]の要望で、農民が住んでいる地域レベルでのその他の分断戦略やさらに多くの「感化ミッション」を財政的に支援したこと。
- ・ 「現地レベルでの参加を把握するために、[redacted]がネットワーク（ナンプーラ部会）に対し（ナンプーラの地区の）「マッピング」を進めて実施するための許可を求めました」（ibid.）。
- p) コンサルタント契約を、ナンプーラで本部のあるNGOソリダリエダジ・モザンビーク（SOLIDARIEDADE MOÇAMBIQUE）に託したこと。コンサルタントの高度の中立性と透明性（JICAのガイドラインで強調されているように）が必要であるにもかかわらず、同NGOの代表取締役はMCSC-NCのコーディネーターであり、マスタープランの見直しのために、上記の大規模な分断活動に参加している者である⁴³、
- q) 我々北部の農民が、事業及びその手続に反対していることを知りながら、「マプートの三自由州」と題する分断的スピーチを促進するモザンビークメディアの報道を組織し資金を提供したこと⁴⁴。

⁴² 2016年4月12日。 [redacted]

⁴³ [redacted]

⁴⁴ [redacted]

4. ガイドラインの実効性を確保する責任を果たしていないこと: 1.1; 1.2; 1.4; 1.5; 1.9; 2.1; 2.8; 2.9.

ガイドラインの不遵守を示す事実は、以下に掲げるとおりです。

- a) マスタープランが完成し、実施プロジェクトが決定されれば、直ちにガイドラインは適用されると主張していたにも関わらず、プロサバンナ担当 JICA チームはガイドラインをそもそも理解していなかったこと⁴⁵、
- b) JICA のカウンターパートであるプロサバンナのコーディネーター () を含むモザンビーク農業省職員らに、ガイドライン存在とその内容を、理解してもらうための努力も説明もなされなかったこと、
 - ・ プロサバンナのコーディネーターがガイドラインの存在を知らなかったと主張し、2015年9月1日の日本の NGO との集会においてモザンビーク政府が自らの法律をもっていることをしつこく強調しました。
 - ・ これに対して、JICA 側は「後でガイドラインを説明します」という口実をつけました⁴⁶。
- c) 繰り返しの要求にもかかわらず、既存ガイドラインの翻訳も説明もなされなかったこと⁴⁷、
- d) 「コミュニケーション戦略」とその他のサブプロジェクトの導入は、ガイドラインに適合していないこと、
- e) JICA コンサルタントは、JICA サブプロジェクト受託時、ガイドラインについての知識と理解が明白に欠如していたこと。これは彼らの結果報告書や公的な議論とインタビューなどからも明らかである (上記参照)⁴⁸。

5. JICA によるガイドラインの不遵守と重大な損害との因果関係:

次の説明は、我々自身の体験に基づいており、これは公開ないし漏洩したプロサバンナ関連書類 (特に JICA から) によっても立証されるものです。これらの書類の大部分は、以下のウェブサイトで公開されています。:

⁴⁵ [redacted] 4 頁を参照。外務省 (MOFA) ニオイテ 2015 年 12 月 8 日に開催されたプロサバンナに関する NGO と JICA/MOFA の第 1 4 回ミーティング。

⁴⁶ [redacted]

⁴⁷ プロサバンナに関する NGO と JICA/MOFA の第 3 回ミーティング (2013 年 4 月 19 日)。第 1 3 回ミーティング (2015 年 10 月 27 日)。

⁴⁸ [redacted]

[REDACTED]

あらゆる種類の不正や損害が生じていたとき、我々、影響を受けた地域に暮らす農民たちは、JICA の行動と介入的試みについて疑いを持っていたものの、まだその具体的な証拠を入手できていませんでした。今は、これらすべての書類を入手したので、モザンビーク北部の我々の地方にプロサバンナマスタープランが導入されて以来、過去 4 年間の出来事によって生じた我々の権利に対する損害と、JICA のガイドラインの不遵守との間の明らかな因果関係を理解できました。

以下は、JICA とプロジェクト支持者たちによって繰り返し行われた、ガイドライン、憲法、国際法についての不遵守や違反と、それによって生じた損害との間の因果関係について、時系列で説明したものです。

[我々の意見表明及び JICA に対する通知：2012 年 10 月～2013 年 6 月]

- 我々、影響を受けた地域の農民たちは、我々の代表者を通じて、A)及び C)を三カ国に対して提出しただけではなく、2013 年 2 月と 5 月の JICA・外務省への公式訪問中にも JICA 代表者に対しても、直接これらの意見表明を手渡しました。
- 公式訪問中、JICA 代表者は、我々の代表者に対して、その宣言書を真剣に受け止めて検討し、事業及びそのサブプロジェクトの透明性の向上を図り、対話を続けることを約束しました。

[現地農民とその団体に対する「介入と行動の計画」を導入するための JICA のサブプロジェクトの進行：2013 年 6 月～10 月]

- しかし、上記の約束を守るどころか、三カ国の市民団体のメンバーに知らせることなく、また外務省で開催されていた会議で 2 ヶ月ごとに会っていたにも関わらず日本の市民団体へも知らせず、JICA はプロサバンナマスタープラン [コミュニケーション戦略の確立] プロジェクトを策定しました。
- JICA はなんらの公示も行わず 2013 年 7 月複数のコンサルタント会社に「プロポーザル提出依頼」を送っただけだったため、上記の事実は公になりませんでした。

- JICA はその前からすでに「プロサバンナのためのコミュニケーション戦略」⁴⁹と呼ばれる書類とコンサルタントへの指示内容⁵⁰を準備し、またその内容には、介入的な事項が多く含まれていたことが、現在判明しています。
- 以下では JICA による指示内容の例をいくつか抜粋しておきます。
 - ・ 「4.2. 社会的コミュニケーションの分野における活動方法(3 頁):
 - ・ 4.2.2. 以下の項目を明らかに (明確に) するために、事業の対象となる各団体のためのコミュニケーション戦略を定めること: … (4) 事業の対象: 最優先対象としてナンプーラ、ザンベジア及びニアサの各州に住んでいる農民・州と地区の農業局・生産者組合・協同組合・NGO・生産者団体・国内外の市民団体 (OCS) 」
 - ・ 「4.2.期待される TOR (付託条項) の成果」 (4 頁):
 - ・ 特定された各対象団体に対する介入及び行動の提案(4.2.2. で示された対象団体)
- この契約は CV&A 社に委託されましたが、同社はプロサバンナマスタープランのもとで、すでに別のサブプロジェクトの契約を 2012 年 12 月から 2 ヶ月の期間 JICA と締結していました⁵¹。
- JICA により提示された上記の指示に基づき、CV&A 社はプロサバンナ支持者に対するコンサルタント業務を開始し、「プロサバンナのためのコミュニケーション戦略」という題目の最終提案書を提出しました。JICA はこれを承認し、最終版が 2013 年 9 月に確定しました。
- 我々は、その「戦略」の中に、驚くべき、かつ侮辱的、濫用的、さらに破壊的なコメントを見つけました。
- 以下で挙げておくものはその一部にすぎません。その残りについては書類の原文を参照していただきたいと思います (*審査役及び JICA を支持している日本人がこの「戦略」を読み、我々の痛みとその打撃を理解していただければと思います)。34~35 頁に次のような勧告が記載されています。
 - ・ 「コミュニティとの直接接触は、これが認められた場合、これら組織が担うコミュニティや農民の代弁者としての役割を弱体化する⁵²、
 - ・ もし誰かがモザンビークの市民社会の重要性を低下させれば、モザンビークにおいて活動している国際 NGO も大きく弱体化します…」

⁴⁹ TOR (付託条項) を含むこれらの書類が日本の国民の請求により公開されました。2012 年 12 月にナンプーラにおいて開催された第三回プロサバンナコーディネーション会議から漏洩した議事録の記載により、この契約の存在がはじめて疑われました。

⁵⁰

⁵¹

⁵² ポルトガル語版 [原文] においてこの動詞 (「desvalorizar [価値を貶める]」) が用いられています。英訳版では「lessen」が用いられています。

・ 地区における協力者の募集。

- 特に、コミュニティレベルで、「地区協力者ネットワーク」設立が推奨され、19 地区について「協力者」が、モザンビーク政府当局により特定されました。その目的のひとつは、これらコミュニティのその他の部分とそのメンバーの目に我々自身と我々の要求の「価値を低下させる」ことでした。

[上記の出来事に至るまでの因果関係に関する考察]

- 「最終コミュニケーション戦略」に関するすべての公式書類、すなわち、契約、付託条項（TOR）とコンサルティングの結果報告書（「戦略」）は、同じ方向性を示しています：すなわち、どうすれば、プロサバンナ事業に対して疑義を呈したり反対しているモザンビークの農民、農民組合、社会団体と市民社会団体の価値をそぎ、重要性を低下させ、力を弱め、さらに孤立させられるか、ということです⁵³。
- 当然、これは JICA が約束を守らなかったことを意味しますが、同時に、そのガイドライン、国連憲章及び我が憲法が定める「国際協力」の原則に違反したことをも意味します⁵⁴：
- JICA はそのような「意図」がなかったと主張しましたが、次の経緯は、JICA がこれら計画について、認識、関与、推進していたことを示しています。
 - ・ 2016 年 8 月、この内容が分析され、我々を含む三ヶ国の市民団体が抗議の意を表明しました（イントロダクション参照）、
 - ・ 2016 年 10 月、JICA がポルトガル語版「戦略」の「翻訳/解釈」の問題であると反論しました⁵⁵、
 - ・ 最後に、2016 年 12 月、外務省（MOFA）は、CV&A 社が JICA のために作成し、かつ市民社会から隠されていた「戦略」の英訳版⁵⁶を共有しました⁵⁷。
 - ・ 宣言書が用いたポルトガル語訳版は、外務省が提供した英訳版と同内容であったことが判明したため、JICA はその主張を変えました。JICA は「いくつかの計画」しか実施されておらず、改めてそのような意図がなかったと強調し

⁵³ [redacted] 「戦略」の英訳版又は上記引用を参照。

⁵⁴ モザンビーク共和国憲法第 11 条 j) は「諸外国及び諸国民との間の友情関係と協力関係の確立と発展」と、同 14 条は「モザンビーク共和国は外国による支配に対するモザンビーク国民による歴史的な闘争及びモザンビークのレジスタンスを尊重する」と定めています。

⁵⁵ これらの議論は 2016 年 10 月、同年 12 月と 2017 年 1 月に開催された日本の NGO と JICA・外務省との間の第 18 回、第 19 回と第 20 回ミーティングにおいて行われました。

⁵⁶ [redacted]

⁵⁷ [redacted] 60 頁を参照。

ました（すなわち、CV&A 社の責任であると）。

- 以下に掲げる事実がすでに明らかになったので、これらの主張の妥当性を認めることはできません。
 - a) JICA はそのサブプロジェクトの最終報告書として「戦略」を承認しました。JICA の TOR（付託条項）によれば、JICA はその最終版確定前に「ドラフト/事前報告書」監督用の手続きとそのための時間を定めていました⁵⁸。もし JICA がその内容に同意しておらず、または当該内容がガイドラインに反すると認めていれば、そのコンサルタントに対してガイドラインの遵守を指導するべきでした。
 - b) JICA は「戦略」に記載されている「いくつかの計画」の実施を認めましたが、実施された計画に関する詳細情報を提供しておらず、また、全部ではなくその一部のみの実施に至った経緯に関する説明もしていません。
 - c) JICA は「戦略」を実施するために、有害かつ介入主義的なものとして戦略を「定義」した同じ会社（CV&A 社）との間で「特命随意契約（**Contrato Extraordinário Negociado**）」を締結したことが、現在判明しており、そのことから JICA が当該計画の結果とその説明責任について合意していたことがわかります。
 - d) 最後に、2016 年 12 月、JICA は、三者協力におけるパートナー（モザンビーク及びブラジル政府）に知らせることなく、これらのサブプロジェクト、とくに「コミュニケーション戦略」に関する二つのプロジェクトについての自らの単独説明責任を認めました。

[我々による三ヶ国政府及び JICA との接触：2013 年 8 月]

- JICA とそのコンサルタントが、そのサブプロジェクトにおいて介入して我々の「価値を貶める」ための「戦略」を策定し実施しようとしていた間、我々農民たちはプロサバンナについて、特にマスタープランについて民主主義的な対話を維持するために三ヶ国政府に我々の声が届くよう努力していました。マプートで 2013 年 8 月 7 日に開催されたプロサバンナに関する第 1 回人民三者コンファレンス（1ª Conferência Triangular dos Povos）によってその努力が実を結びました⁵⁹。
- 我々と日本の NGO はマプートの JICA 及び日本大使館の代表者の参加を要請しましたが、彼らは「先約の用事がある」という理由でその招待を断わり、代理人の派遣も行っていませんでした。

⁵⁸ [REDACTED]

⁵⁹ コンファレンスの詳細情報とモザンビークの市民社会と政府のやりとりが次の報告書に掲載されています。 [REDACTED]

- 農業大臣（MINAG/MASA）とその職員及び県局長らは三ヶ国が出席するそのコンファレンスに参加しました。
- 250人以上の農民と三ヶ国の市民団体の代表者が集まりました。

[第1回人民三者コンファレンスにおける大臣による脅迫：2013年8月]

- しかし、人権侵害がコンファレンスに先立って発生しました。開催者は農業大臣や幹部などの賓客のための喫茶室を準備しました。全員が登壇する前に、大臣が突然我々我々の全国会長のところに来て次のように言いました。
 - ・ 「あなたは宣言書の内容を本気で言っているんじゃないのでしょうか。外国人があなたの方のために書いたのだから。あなた方は操り人形です。覚えておいてください。私の邪魔をする人はひどい目に遭います」
 - ・ 部屋にいた人たち全員が言葉を失い、脅威を感じました。
- コンファレンス第一部終了後大臣が退場すると、突然、全国紙とテレビ番組の記者が現れ、インタビューを始めました。そして、彼は、我々の抗議はすべてよそ者たちによる「陰謀」だと言い立てました。このことは国内外の報道機関により広く報道されました⁶⁰。
- 2週間後、地区担当者全員（SDAE）と [REDACTED] が出席してナンブーラで行っていた会議の最中に、ナンブーラ州農業局（DPA）局長が同じような発言をしました。これもまた全国紙一紙で報道されました⁶¹。SDAE 幹部の者のひとは次のように述べました。
 - ・ 「どのような障害も問題ない。我々はプロサバンナを実施する」⁶²。

[因果関係に関する考察]

- 上記は表現の自由と基本的人権の明らかな侵害であったと考えます。我々は、脅され、威嚇され、脅迫され、抑圧され、そして侮辱されました。農業省内の最高権限を有している者が、その幹部の前で行ったことであるので、これはきわめて重大な問題です。このような事実ないし言動による組織的な影響力が甚だ大きいことはいうまでもありません。

⁶⁰ Folha de Sao Paulo 紙(2013年11月30日30)、「モザンビーク大臣が批判を「陰謀」と批判」。

⁶¹ 詳細情報については日本の協力者により準備され JICA 及び外務省（MOFA）に提出された書類を参照。

⁶² [REDACTED] 8-9 頁を参照。

- 突然現れた「陰謀論」と、現地メディアの来訪は、実は CV&A 社が「戦略」で計画した結果であったということ、今、我々は知っています⁶³。
- 「戦略」において提案された行動は次のようなものでした。
 - ・ 「これらの方法がうまくいかなければ、モザンビークにおける国際組織の活動に対して疑問を投げかけ批判（モザンビーク当局による批判の促進）します」（34-35 頁を参照）。

[2013 年 8 月、ブラジル・セラード [Brasil-Cerrado] とのつながりを否定]

- 2013 年 8 月のコンファレンスにおいて、白熱の議論になったのは、モザンビーク当局の説明から、セラードとブラジル開発に関する物語が、完全に消えてしまったことでした。
- 我々の最初の「声明」の前に、JICA 及び三ヶ国政府は、ブラジル・セラードとプロサバナのアグリビジネスとを直接結び付ける活動や議論を行いました⁶⁴。2013 年 1 月段階でも、JICA によるプロサバナに関する説明の半分以上は、ブラジル・セラードに対する JICA の以前の協力プログラム PROCEDER 事業に関するものでした⁶⁵。
- また、まだコンファレンスの前に、我々が非公式に入手したマスタープラン暫定版報告書、（第二 [第三] 報告書）の中で、ブラジル・セラードと同様に、輸出用大豆の大規模栽培への国際投資を促進することへの関心が露わになっていました⁶⁶。
- 上記の情報に基づき、農民団体と市民社会団体は、セラードで始まり持ち込まれたこのモデルを批判しました。
- にもかかわらず、コンファレンスに出席していた政府職員たちは、報告書を自ら公開しないのに、漏洩した報告書が本物であるとも認めないまま、市民社会は根拠のない嘘をついていたと侮辱してきました⁶⁷。

[因果関係に関する考察]

- その後、これもまた CV&A 社が「コミュニケーション戦略」において提案した戦略のひとつであったことが判明しました。：

⁶³

⁶⁴ http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shimin/oda_ngo/taiwa/prosavana/pdfs/02_shiryou_6.pdf
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shimin/oda_ngo/taiwa/prosavana/pdfs/02_shiryou_7.pdf

⁶⁵ http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shimin/oda_ngo/taiwa/prosavana/pdfs/01_shiryou_1.pdf

⁶⁶

⁶⁷ この計算の詳細は次の報告書において分析されています

・ 「さらに、ナカラ回廊とブラジル・セラードの関係/つながりを断ち切るコミュニケーション戦略を採用することにより、昨年これらの国際 NGO が用いた主要な主張の価値を貶めることができます」(34-35 頁を参照)。

- (i) マスタープラン報告書の公開及び(ii)漏洩報告書の認知、についてなされた一連の説明や侮辱さらに否定は、プロジェクト提案者としての責任放棄です。
- しかし、これはそもそも JICA による「コミュニケーション戦略」のための一連の契約の締結と、プロジェクト支持者たちのガイドライン理解と遵守を確保しなかった JICA の無責任さによってはじめて発生したことです。

[地区レベルにおける強烈な弾圧並びに「ナンプーラ宣言」と「プロサバンナにノー！」の農民の声]

- 2013 年 9 月以降、大規模な弾圧が地区・州レベルで発生し始めました。
- ザンベジア州の場合、地区管理者と州知事が農民の指導者に対して次のように述べました。

・ 「プロサバンナに反対する人がいれば教えなさい。その人たちを収監する」⁶⁸。

- ・ このような現地レベルの継続的な弾圧があったため、我々の年次全国集会において、この状況を打開する方法を議論しました。そして、全員で「ナンプーラ宣言」という宣言を作成しました⁶⁹：

・ 「我々、農民は、プロサバンナ調整チーム、地区行政当局とその職員たちが、中央政府高官とプロサバンナ支持者たちの指導の下行っている迫害、脅迫、誘い込みそして情報操作に、強く抗議します」⁷⁰。

- これらについては JICA にも知らされましたが、何も変わりませんでした。
- そのため、より組織的な形でお互いを守り合うために、我々は、2014 年 6 月 2 日「プロサバンナにノー！ キャンペーン」を打ち出しました。我々の代表者は、2013 年半ばから 2014 年の間に我々に起きたこと、我々の痛みと決意を表明し、宣言を読み上げました。⁷¹：

・ 「プロサバンナの提案者と支持者たちにより、農民の指導者、社会的運動と市民団体に対する多くの威嚇や強要の行為が行われています。」

68

69

70

71

「我々は、指導者、団体及び活動家に対するすべての情報操作、買収、迫害及び犯罪的行為に対して断固として抵抗します」

【因果関係に関する考察】

- 「戦略」における最も重要な目的のひとつは、「コミュニティ内の組合の力を弱めながら」事業を促進するために、地域コミュニティにおいて政府職員及び中央政府機関（首相、各大臣及びモザンビーク農業省 [MASA]）の機能的かつ実効的なネットワークを確立することでした。⁷²、
- このネットワークは、「地区協力者ネットワーク（Rede de Colaboradores Distritais）」と名付けられて、各地区の各行政支部に設置され、プロサバンナのカウンターパートとなる SDAE（Serviços de Agricultura e Extensão Rural do Distrito）が、プロサバンナのための「協力者」を選抜しました（「戦略」23 頁）⁷³；
- これらの「協力者」と SDAE と州農業局（Departamentos Provinciais de Agricultura – DPA）との集会と団体が組織されることとされています(同 23 頁)；
- そして、その集会は、2013 年 8 月「陰謀論」が述べられた第 1 回人民三者コンファレンス（上記参照）の直後、ナンプーラにおいて開催されました；
- JICA のサブプロジェクトのもとで決定され実施されたこれらの戦略と活動により、我々が住んでいる地域行政レベルにおいて、対立的・弾圧的な環境が作り上げられてしまいました。そして、今、これが、この事業の影響を受けたすべての地区において我々が体験した組織的な虐待の背景であったことをやっと理解しました。
- プロサバンナマスタープランのもとで一旦形成されると、このネットワークと助長された敵意が社会に残り、これらがモザンビーク農業省（MASA）、州農業局（DPA）と SDAE により 2015 年 4 月に実施された公聴会においても利用されました。

【隠蔽された JICA のサブプロジェクト「コミュニケーション戦略の導入」と「特命随意契約」のもとでの CV&A 社との三つ目の契約】

- 法令や規程に基づいた法的措置により、自分たちを守ろうとしていた間に、JICA は、我々のキャンペーン開始から 18 日後の 2014 年 6 月 20 日に「戦略」を実施するための新たなサブプロジェクトを決定したことを、我々は最近知りました。
- しかし、JICA は、又してもこれを公表していません。
- それどころか、JICA は 2014 年 6 月 CV&A と「特命随意契約」を結びました。
- この事実は、JICA が CV&A が提供した「戦略」の内容を含むコンサルティングサービスとその成果を、歓迎していたことを証明するもうひとつの証拠です。

72

73

4 頁を参照。

[三ヶ国政府及び JICA に対する我々の接触の試み：2014 年 7 月]

- 「実施」計画が決定され開始されたことを知らないまま、我々の全国組合連盟と他の市民社会団体は、2014 年 7 月 25 日にマプートにおいて「第二回プロサバンナに関する人民三者コンファレンス」を開催しました。
- ここでも、再び三ヶ国政府及び JICA を招待し、日本のパートナーの支援により、JICA モザンビーク事務所の代表者と日本大使館の代表者がコンファレンスに参加しました。
- しかし、出席したプロジェクト提案者は誰も、プロサバンナマスタープランのもとでの JICA の新たなイニシアチブ、すなわちイベントの 1 ヶ月前に契約が締結された「コミュニケーション戦略の導入」プロジェクトについて説明しませんでした。
- ここでも、三ヶ国政府は、プロサバンナとブラジル・セラードとは無関係であることを強調し、「公開状 (Carta Aberta)」に対してはなんら回答しませんでした。
- しかし、(今となってわかったことだが)「戦略」は、直接的ではなく間接的に示唆したとおり、彼らは「プロサバンナの下で、土地に関するいかなる投資も行われたい」と宣言しました。
- コンファレンス中に、三州の農民指導者が、三ヶ国政府の代表者の前で、複数の人権侵害のケースを報告しました⁷⁴。しかし、彼らは謝罪するでもなく、調査することや損害に対する救済措置をとることなどに関する約束をしませんでした。
- 従って、日本のパートナーが東京で開催されている JICA と外務省との定例会において、これらの問題を提起しました。しかし、JICA と外務省は、コンファレンスに出席したこれらの代表者による報告には、これらの問題は全く触れられていないので、問題に対応することはなかろうと述べました⁷⁵。

[2014 年 5 月 27 日に署名したとされる公開状への返答書]

- コンファレンス開催から 2 週間後、2014 年 8 月 27 日に、2013 年 5 月に提出された「公開状」の署名団体に対して、モザンビーク農業大臣からの公式の「返信」が送付されました。
- その内容は、「戦略」の提言のとおり、公開状記載の主張と要求への「直接の回答」ではありませんでした。
- 不思議なことに、手書きの日付によればこの「返信」は 2014 年 5 月 27 日に大臣により署名されているが、同手紙が送られてくる前に、第 2 回人民三者コンファレンスなど様々な機会があったにもかかわらず、このような「返信」があるということについて誰も言及していません。

[プロサバンナの導入プロジェクト (PEM) に対する承認の強制]

⁷⁴ [REDACTED]

⁷⁵ 東京におけ当該 NGO と JICA/外務省の第 10 回と第 11 回ミーティング (2015 年 2 月 6 日と 2015 年 4 月 28 日)。

- 上記コンファレンスの後、JICA の日本人のコンサルタントと現地の SDAE の役員から構成される、プロサバンナチームの現地調査が、積極的に行われるようになり、地区においてパイロット・プロジェクト（ProSAVANA-PEM）が承認されるように圧力がかけられました。
- ナンプーラの場合、モナゴ農民地区組合（União Distrital de Camponeses de Manapo）が JICA 及び SDAE の的となった団体のひとつです。プロサバンナチームは、プロサバンナ PEM から機械 [fábrica] を借りるように言い張りしました。⁷⁶
- 2014 年 12 月に全国選挙が実施され、2015 年に新たな政権による政府が形成されました。その後、プロサバンナに関する活動が、突然、とても静かになりました。
- しかし 2015 年 2 月になると、同じアプローチが再開されました。上記チームがモナゴの地区組合の倉庫を訪問し、測量するから倉庫を開けることと、組合員のリストを提出することを求めました。ナンプーラ州においてプロサバンナに反対している団体との間で協議ができていなかったため、██████ はこれを拒否しました。
- そして、農民地区組合の事務所にチームが突然訪れ、自分の畑で仕事をしている地区農民の指導者の立会いを要求してきました。これは雨季の途中の出来事でした。
- 指導者はチームと会い、マスタープランが公表されておらず、農民と市民社会の団体が同事業に反対しているので、彼らは実施を開始するべきでなく、また組合員に直接圧力をかけるために、地区に行ったりすべきでもない、チームに対して伝えました。
- これに対して、チームは、リーダーに県組合員名簿を提出せよと主張、彼がこれを拒否すると、JICA コンサルタントに同伴していたモザンビーク政府職員が彼を次のように脅かしました。
 - 「事業に反対すると、あなたに何が起こるかわかっていますね？」
 この事件は直ちに、日本のパートナーによって、JICA に報告されたのですが、JICA はこれを認めることなく、そのコンサルタントと現地政府に確認をとると主張しました。そして、農民のリーダーが 2015 年 7 月日本に来た際、この話（脅迫事件）を再び報告しましたが、JICA の代表者たちはだれも関心を示さず、謝罪することなく、次のように述べただけです。
 - 「現地政府に確認します」⁷⁷。

[プロジェクトマスタープランのゼロ・ドラフトの唐突な公聴会]

⁷⁶ このことは次のプレゼンテーションにおいて記録されています。

⁷⁷

- モザンビーク農業省（MASA）によれば、2015年3月31日、マスタープランゼロ・ドラフト版が2015年4月20日に開始された「地区公聴会（Consulta Pública Distrital）」のスケジュールとともに、突然プロサバンナのウェブサイトで公表されました。これについてどの組織も知らされていませんでした。
- 2015年4月7日、農民地区組合のひとつが、これに関する新聞広告をみて驚愕しました。ドラフトを入手しようとしたが、これがサイトでしか公表されておらず、かつ200頁にもわたる書類であることがわかりました。
- 農民社会には、この書類にアクセスし、読み、理解するために、2週間しかなく、これは事実上不可能でした。モザンビーク農業省（MASA）の発表でも、参加希望者は、SDAE または地区行政当局で、登録しなければならないと、書かれていました。
- 日本のパートナーに対して、日本でこの問題を提起するようにお願いし、実際にそのようにしてもらいましたが⁷⁸、JICA 理事長は、日本の国会審議で、JICA とモザンビーク農業省（MASA）は、公聴会の実施方法について「大きな団体」には相談したと強調しました⁷⁹。しかし、これは真実ではありません。モザンビークのどの団体も相談を受けていないのです。
- その後、JICA の農村開発部は、JICA の理事長が述べた事前の「相談」というのが、我々を含む市民社会の各団体がマスタープラン・ドラフトの公開と透明かつ民主主義的な意見聴取手続を要請した、8ヶ月前の「第二人民三者コンファレンス」を指していた言葉であると主張しました。
- 我々は裏切られたと感じ、透明性もなく民主主義的でもなければ、FPIC（Free Prior Informed Consent）原則が保障するような意見聴取でもないと確信しました。しかし、我々の声をこのプロセス及びプロサバンナに反映させるために、我々は、国内外のパートナーとともに、公聴会のおおよそすべての過程に参加しました。

[公聴会が JICA による資金提供を受けたことが省令の7つの原則に違反]

- 公聴会開催は、モザンビーク農業省（MASA）が 2006 年省令第 130 号（**decreto ministerial 130/2006**）において定めた原則及び手続に従わなければならないとされています。公聴会の七つの原則は、
 - a) 適切な情報提供と情報へのアクセス、技術支援を含む、プロセスにおける学習の機会、
 - b) 幅広い参加、
 - c) 代表性
 - d) 独立性
 - e) 機能性
 - f) 交渉、及び
 - g) 責任⁸⁰。
- 上記公聴会は、これらの原則にすべて違反しており、とくに（詳細については各宣言書を参照⁸¹）：

78

79

80

⁸¹ 完全なリストについては、モザンビークの主要な市民団体のおおよそ全団体が公表した次に掲げる各宣言書を参照。

- a) 200 頁以上もある技術的な書類は事前検討のために入手不可能であったこと、
 - b) イベントとプログラムの公表が突然であったこと、不正確な場所と日時が公表されたことにより、我々の参加が妨害されたこと、参加者のほとんどは政府職員と与党党员であったこと、政府の記録によれば、農民（事業により最も影響を受けている人々）は、参加者の 40%以下であったとされること、農民組合の特定の組合員の参加が制限されたこと、
 - c) 公聴会は政治的人物が司会していたこと、武装警官がいたこと、「反開発主義的」マスタープランに批判的な意見を持った参加者が批判されて、表現の自由への威嚇と侵害が行われたこと、批判をしないように命令され、質問することだけが許可されたこと、参加者の意見に拍手が認められなかったこと、
 - d) 説明のための時間が、極めて限られ、テーマについて十分準備していなかった通訳者が用いられ、通訳者が書類の内容を理解できず、伝達もできなかったこと、
 - e) 省令の原則にもかかわらず、プランのマイナスな側面に関する情報・説明が欠如し、影響を受けるステークホルダーとの間で信頼関係を築くための努力もされなかったこと。
- 省令に規定されている原則（g 責任）によれば、「公聴会ないし集会は、責任のある正直な形で、すべてのステークホルダーの懸念に応えなければならない」。にもかかわらず、上記事例から明らかなように、公聴会プロセスの実施者には省令の原則を遵守する意図はありませんでした。それどころか、彼らは誰も省令を理解しているようには見えませんでした。これらの事実は、観察され、撮影され、録音され、我々と他の団体が開催した公聴会における宣言にも含まれています⁸²。
 - しかし、JICA はこれらの問題に注意を払わず（省令やその 7 つの原則も知らず）、すべての問題は「モザンビーク政府の経験不足」に起因すると主張し、公聴会は経験を積む良い機会になったと述べました⁸³。さらに、外務省（MOFA）は「収集された意見の大部分は事業に対して『賛成』」であったと強調して述べました。
 - 実際、地区レベルでの公聴会の開催方法は、与党に有利な方法であり、参加者の大部分は政府職員（地区行政の役員や秘書官、警察官、看護師と教師）、現地会社経営者、与

⁸²

⁸³ 当該 NGO と JICA/外務省（MOFA）との間の第 12 回ミーティング中（2015 年 7 月 24 日）。

党党员（とくに与党に属している女性と若者の団体）と政府からの給付を受ける伝統的地域リーダーでした。複数会場では、公聴会の前に与党の歌が歌われました（上記記述を参照）⁸⁴。

- 多くのところで、公聴会開催に先立つ準備会合が開催されましたが、これら会合には上記カテゴリーに属する人々が参加し、あらかじめ質問、回答やコメントが、しっかりと準備されました⁸⁵。いくつかケースでは、コミュニティの知らない「農民」が公聴会のミーティングに出席し、事前に準備済みの事業に賛成する「意見」を読み上げました。
- 全国規模の公聴会に参加するために、我々はマプートに向かいました。州農業局やその他の州・地区における事業の JICA カウンターパート (SDAE) が、我々を空港で見かけると、我々を「非愛国者」呼ばわりして侮辱しました。
- マプートにおける公聴会は農業大臣が司会とモデレーターを務めました。同大臣は、開会宣言の前に、次のように述べました。
 - ・ 「愛国的なコメント以外のコメントは認めません」、
 - ・ 「参加したくなければ、退場して結構」⁸⁶。
- まだ意見を述べたい参加者が 5 名いたにもかかわらず、大臣は集会を閉会しました (ibid.) 。
- 事業が三者協力により行われるものと繰り返し述べられているにもかかわらず、この「公聴会」の費用は 870 万円であり、そのすべては JICA が拠出したことを、我々は知っています。そのことから、JICA の責任は決定的なものと言えます。しかし、JICA の日本人職員や、マスタープランのゼロドラフトを作成したコンサルタント誰ひとり地区公聴会に参加せず、そのフォローもモニターもしていません。これらのイベントは「モザンビーク政府の責任」であると主張するばかりでした。

[公聴会後の迫害、脅迫、弾圧]

- 我々は、プロサバンナマスタープランのもとで開催された公聴会を通じて、トップダウン（コミュニティーレベル）方式の、一種の弾圧の仕組みが確立したと感じました。そして、圧力はさらに強くなりつつあると感じ始めました。
- 実際、上記地区公聴会の直後に、事業に対して疑問を呈した人々が、政府職員によって、うるさく悩まされるようになりました。農民リーダー数名は管理事務所に呼び出され、脅された上、プロサバンナに協力するよう強制されました。
 - ・ 「プロサバンナに賛成すると言え」；

84

85

86

「自分のコミュニティのすべての家を訪問して、今はプロサバンナに賛成していると皆に言え」⁸⁷。

- プロサバンナに反対している農民組合のリーダーのひとりも迫害を受け、地区行政事務所に呼び出され、午前 8 時から午後 2 時まで、脅威と尋問にさらされました。その間、地区行政の職員は、監獄に入れるとか裁判所で訴えるなどと言って、彼を脅かしました⁸⁸。
- これらの証言は、JICA に通知されましたが、これもまた、彼らは考慮しませんでした。それどころか、JICA は公聴会に欠席した現地政府職員が、事情を知りたかっただけであると述べました⁸⁹。
- そこで、我々は、2015 年 7 月、東京の JICA への公式訪問の際、上記のすべての事件やその他多くの事件について JICA 代表者の前で説明したが、そのときもまた、JICA はこれを真剣に受け止めず、確認すると回答しただけです⁹⁰。しかし、その後、何も起こりませんでした。

[市民社会の基本的な団体による抗議]

- 農民団体、モザンビークで様々な分野の活動をしている国内外の市民団体、さらには、複数の研究機関や有識者が、公聴会とそのプロセスについて抗議声明を発表しました⁹¹。
- 全国農民連合 (União Nacional de Camponeses) と三ヶ国の市民団体は、「公聴会の無効化」要求を打ち出しました。この文書は、我々の代表が、2015 年 7 月末に日本を訪れた際、MOFA と JICA の代表者に渡されました⁹²。

[JICA が農民組合を分裂しようとしたこと]

- 広範囲に拡大した統一抗議と苦情に対抗するため、JICA は、プロサバンナを促進するため、政府派遣団を JICA の負担で日本に招へいするべく画策し始めました。JICA とモザンビーク農業省 (MASA) は、この政府派遣団に、UNAC (全国農民連合) に所属する農民リーダーも参加させて、プロサバンナに反対せず賛成している UNAC 農民リーダーもいることを示そうとしました。JICA と MASA はプロサバンナ PEM のもとで製粉機を与えられた [REDACTED] を選抜しました⁹³。

87、

88

89 東京における NGO と JICA/外務省 (MOFA) のミーティング中。

90

91

92

93

- [REDACTED] が、上記リーダーの地区を訪問してみると、当該リーダーの個人的書類を、日本旅行のための旅行券取得のために、MASA が保持していたことを知りました。
- さらに、JICA がこの地区のリーダーによって選抜された組合員から構成されるプロサバナのための新共同組合を設置するように指導したことも判明しました。
- 農民地区組合の倉庫は、組合の知らないところであつその同意を得ることなく、プロサバナにより提供された製粉機を保管するために用いられていました⁹⁴。
- この件を報告しようとしていたとき、当該地区組合を訪問していた我々の [REDACTED] が、不審な形で亡くなりました⁹⁵。JICA は地区リーダーを日本に連れていくことを断念し、今度はプロサバナにより提供された製粉機に感謝する協同組合の組合員の様子を撮影するために、当該地区に戻ってきました。

[JICA による「ステークホルダーの参加」プロジェクトの密かな決定、2015 年 10 月]

- ほぼあらゆるセクターのモザンビークの市民社会の抗議を受け、また声明で述べた要求にも応えず、JICA は、プロサバナ市民社会に介入して、強固な団結を破壊し、市民社会と農民組織の参加を得るべく、プロサバナマスタープラン（ProSAVANA-PD）下の「ステークホルダーの参加」プロジェクトを決定しました。
- JICA は、プロサバナマスタープランプロセスにおける透明性と説明責任を確保する明白な必要性があつたにもかかわらず、公募をすることなく、またプロジェクト着手の公表もすることなく、2015 年 10 月 7 日、複数のコンサルタント会社に、提案書依頼を送りました。
- JICA は上記事実を意図的に省いただけではなく、2015 年 10 月から 12 月の間に実施された NGO と JICA/外務省（MOFA）の公式会議において虚偽の事実を述べました。JICA が「ステークホルダーの参加」プロジェクトの主導者であり契約発注者であるにもかかわらず、プロジェクトを進めつつ、日本の市民団体に対しては、次のような虚偽説明を述べ続けました。
 - ・ 「我々（JICA）の知る限りでは、現在 MASA がどのように（市民社会との対話を）進めるべきかを検討しており…我々はこれを説明する立場にありません」（2015 年 10 月 27 日）、
 - ・ 「（10 月から）状況があまり変わっていない（ので）…現時点ではなんとも言えません」（2015 年 12 月 8 日）

94

95

- ・ 日本の支援を受けてこれが実施されたかどうかを質問されると、最初は否定した⁹⁶。
- JICA は、日本のパートナーに対しては、上記虚偽説明をしておきながら、モザンビークのコンサルタント会社には依頼を送り、それらの会社から提案書を受領、うち一社と契約を締結、インセプション報告書を承認し、すでに第一回支払いを済ませ、プロジェクトを進めていました。
- JICA が TOR (付託条項) において示した条件 (TOR、3 頁) から、JICA が委託コンサルタントを通じて、モザンビークの市民社会を操作しようとしたことが明らかです。また、JICA はコンサルタント会社 MAJOL 社を通じて、モザンビークの多くの市民団体のパートナーやスポンサーである WWF モザンビーク (WWF Moçambique) と ActionAid モザンビークの [REDACTED] を獲得することができました⁹⁷。
- 11 月に、彼らが、前掲宣言書に署名したすべての団体をひとつひとつ訪問し始めると、JICA が市民社会に介入しようとしていたことに気がきました。しかし、そのときは、証拠がありませんでした。プロサバナマスタープラン (ProSAVANA-PD) のもとで導入されようとしていたサブプロジェクトが存在していたことさえ、知りませんでした。
- 「対話プラットフォーム」(その後、「メカニズム」[MCSC-CN] と呼称) を確立するために 2016 年 1 月 11 日にナンプーラにおいて開催された重要なミーティングの 1 ヶ月後、かつ契約期間が切れる 1 ヶ月前の、2 月半ばまで、サブプロジェクトについての関連情報は全く入手可能ではありませんでした。結局、我々は、JICA と MAJOL 社との契約に関する情報を、これら組織からではなく、日本の国会議員の支援により、入手しました。

[JICA と MAJOL 社との間の契約及び「対話のメカニズム」の策定プロセスに対する我々の抗議]

- 契約に添付された TOR (付託条項) において、JICA がそのコンサルタントに対して市民社会に介入し、また「メカニズム」の確立のプロセスが秘密裏に、非民主主義的、不正かつ排他的な形で行われるように指導したことが明らかに示されていました。
- JICA のコンサルタント (MAJOL 社) は彼らが JICA のために策定していた「メカニズム」への市民社会の団体の参加を獲得するため、情報を操作しました。その詳細は前項で前述したとおりです。
- そのプロセスすべては、我々、影響を受けた県の農民、及び、公平、民主主義的、透明かつ非排他的なプロセスを求めて、プロサバナに対して懸念と抗議を表明してきた団体を排除しながら行われていたことは衝撃的でした。

96

97

- 2016年2月に、JICAの契約により作成された「対話のメカニズム」とそのプロセスに対して、我々は抗議声明を打ち出しました⁹⁸。日本における我々のパートナーも、日本語の文書書類に基づいて、別途抗議声明を発表しました⁹⁹。
- しかし、JICAはその責任を認めず、「対話のメカニズム (MCSC-CN)」がもう出来上がっている以上、我々も、この「メカニズム」が、どのように JICA の契約、資金、指示、指導、並びに監督により確立されたのかを気にせず、参加可能だと述べました。

[JICA の契約書と付託条項と漏洩した書類が我々の主張を裏付けました]

- 上記が殆ど全てなされた後、我々はようやく「ステークホルダーの参加」という JICA のサブプロジェクトの真の目的、合意済みの手法、活動、またその成果に関して、書面による証拠を入手することができました。
- 2016年5月、インセプション報告書、マッピング報告書（中間報告）と最終報告書が、情報提供者によって明らかにされました¹⁰⁰(*これらの報告書の内容は前項ですでに示されています)。ここで強調したいことは、(a)我々の宣言書の主張は根拠のあるものだったこと、(b)何度も要求したにもかかわらず、これらの重要な情報（各報告書）を公開したのは JICA ではなかったこと、です。
- 当該サブプロジェクトの目的は、モザンビークのいくつかの市民団体をプロサバンナに「関与させる」ために、特に市民社会と各政府/JICA との間の「ひとつ（唯一）の対話の土台（メカニズム）」を確立するために、モザンビークの市民社会に介入することでした。
- これによりモザンビークの市民社会に、分裂、対立、排他性を植え付けることが目的でした（インセプション報告書を参照）が、実際にそうになりました。
- 最終報告書から、JICA の委託契約の相手方である MAJOL 社は、我々ナンブーラ州の農民たちの間に生じた分裂を深めるために努力を惜しまず、我々が属しているナンブーラ市民社会プラットフォームをも利用しました。この参考文献の一部がすでに前項で引用されていますが、審査役には、彼ら書いたものを読んでいただくことが重要です。

「すべて（の試みが）失敗して（UNAC が「メカニズム」に参加しなくて）も、JICA とプロサバンナ HQ [本部] は、UNAC の正統性に次のように疑義を呈することができます。「最大の農民組織であって、従って、ナカラ回廊におけるモザンビーク人の農民を最も良く代表して（おり）」…「州議会と国会の議員を2月のセミナーに招待するというナンブーラの市民団体の戦略はこの主張にある種の答えとなるでしょう。結局、もっともよく農民を代表できる

⁹⁸

⁹⁹

¹⁰⁰ すべてのファイルが次のサイトで公開されています：

- ・ のは選挙により自ら選んだその代表者でなければおかしいでしょう」(最終報告書、19-20 頁)
- 上記の記述から、MAJOL 社が、農民組合が JICA のサブプロジェクトにより作成された「メカニズム」に吸収されるようにしようと我々の全国団体を選任したが、その試みが失敗に終わったことが明らかです。また、その代替策として、「地域農民の真の代表者」として議員を招待し、影響を受けた地域の農民組合の団結プラットフォームとしての我々の代表性の「価値を貶め」たのです。
- これらの事実から「コミュニケーション戦略」が継続していたことがわかり、実際に、JICA は、MAJOL 社に対して、その活動を開始する前の重要な参考文献として、「戦略」の英訳版を提供しました。その書類に基づいて、MAJOL 社がその「インセプション報告書」を完成させましたが、その口調やアプローチは類似でしたが、「戦略」に反対した者に対しては、もっと攻撃的でした¹⁰¹。
- JICA と MAJOL 社との契約は 2016 年 3 月に終了しました。MAJOL 社は、無責任にもその活動の結果、生じている分裂について、以下のとおり述べてから、プロサバンナ事業を降りました。
 - ・ 「市民社会の中に緊張が見受けられます…」(最終報告書、19 頁)

[因果関係に関する考察]

- ガイドラインを理解してから、このサブプロジェクトの導入の背景にあった真の目的がようやくわかりました。JICA はガイドラインに記載される「ノー・プロジェクト・シナリオ」を回避しようとしてきました。次のように述べられています。
 - ・ JICA の意思決定 2. 環境社会配慮が確保されないと判断する場合として想定されるものとしては、例えば、「プロジェクトを実施しない案」も含めて代替案の比較検討を行ってもプロジェクトの妥当性が明らかに認められない場合… 深刻な環境社会影響が懸念されるにもかかわらず影響を受ける住民や関係する市民社会組織の関与がほとんどなく今後も関与する見込みがない場合
- サブプロジェクトの名称からわかるように、「マスタープランの見直し」または「対話のプロセスの改善」ではなく、「ステークホルダーの参加」が行われました。最終的な目標はステークホルダーの関与を獲得することでしたが、ガイドラインに列挙さ

¹⁰¹ 両方の着手報告書を比較してみてください。前者は漏洩したものであり、後者は JICA が公式に公開したものです。前者は「コミュニケーション戦略」の英語版を参考文献として掲載しているが、後者ではこれが削除されています。

次の分析書類の 60 頁を参照。

れているステークホルダー（住民や関係する市民社会組織）の大部分は、公聴会の結果、反対して離れていきました。

- しかし、ステークホルダーは、憲法、国際法上の人権並びガイドラインに基づき、プロジェクトに関与しない権利、反対する権利を持っています。しかし、JICA はこれら権利を尊重せず、我々の権利を侵害し、ナンプーラやプロジェクトから影響を受けた地域に介入するため、相当な資金を投入しました。
- MAJOL 社の報告書から明らかなのは、(i)JICA とそのコンサルタントは、国内外や現地市民社会組織において影響力を有する人物や組織の「関与」を求め、彼らとの「連携」を推進したこと、及び(ii)プロセスを正当化し、かつ抗議の声を弱め、愚弄するために、UNAC が「メカニズム」に参加するように仕向けようとしたことです。

[メカニズムに対する間接的な資金調達のための JICA と MASA ・各 NGO との間の秘密の会議]

- JICA は、最初は MAJOL 社との間の契約について、もし MAJOL 社が JICA の指示通りに動いて JICA が当該契約から期待していた結果 - すなわち、市民社会のいくつかの団体の関与を獲得し、これにより、プロサバンナのための「対話の土台（メカニズム）」を作ること - を達成することができれば、これを延長する予定でした。契約書においても、MAJOL 社が JICA を満足させることができれば、JICA が「より大きな契約」によってパートナーシップを延長することが明記されています¹⁰²。
- しかしながら、我々から¹⁰³だけではなく日本から¹⁰⁴も多種多様な抗議に直面したので、JICA は MAJOL 社との契約を更新しませんでした。
- その代わりに、JICA がしたことは、プロサバンナマスタープラン（ProSAVANA-PD）のもと「マスタープランの見直し」用の JICA 予算を用い、モザンビークの市民社会組織をコントロールするため、彼らに対して、直接資金を投入したことです。

我々が、非公式に入手できた文書によれば、2016 年 4 月 12 日 JICA モザンビーク事務所で、[REDACTED] 氏（JICA モザンビーク事務所長）、[REDACTED] 氏（MASA の元副大臣で、現在プロサバンナのコーディネーター）、[REDACTED] 氏（MCSC のコーディネーター）、[REDACTED]（WWF）らが会議を開きました。この会議議事録によれば、この会議は、「プロサバンナのマスタープランの見直しと完成に向けた活動の資金調達に関

102

103

104

する MCSC、JICA と MASA の会議」として開催されました¹⁰⁵。

- 会議議事録には、MCSC に「間接的に」資金を流す方法についての詳細な議論が書かれています。本来この議事録の翻訳版を提供しなければならないのは JICA ですが、この異議申立に関係する重要な部分について、我々自身の翻訳によって引用します。
 - ・ []氏は…「メカニズム」に資金を回すに際して直面した困難に触れつつ、状況は非常に複雑になったと説明、ついで、以下のように提案した。
 - i. 見返資金を WWF に回す。そのためには、MASA、MEF（財務省）、MINEC（外務協力省）の許可が必要であり、それに2ヶ月要する。。JICAはこのプロセスを早めるための努力を行う。
 - ii. []関与の重要性は理解。JICA は最初の業務を実施するため、JICA・OMR の契約締結を提案。
 - iii. 仮に MCSC が見返資金リリースまで待てない場合、JICA はマスタープラン見直し業務を遂行するためにコンサルタントを直接雇用可能。
 - iv. MCSC への当初の支援はマスタープラン（ProSAVANA-PD）研究チームを通じて行なう」（議事録、1頁）
- 議事録によれば、上記提案のすべてについて当事者間の合意が得られました。

【「プロサバンナのマスタープランの見直し」プロジェクトのための「公募」】

- しかし、JICA の4提案の最初のもの、すなわち、(i)見返資金により WWF に資金を調達することは失敗に終わりました。MCSC の設立過程、MAJOL 社と JICA との関与の不透明性について国内外から批判の声があがったことと、議事録漏洩のため、当該国際 NGO 本提案を拒否したのです。WWF インターナショナルはこれを問題視したのです。
- また、(ii) []と OMR（Observatório do Meio Rural – 農村観察所）が、公開/漏洩された文書を読んで、JICA のやり方に気づくと、MCSC との関係を断ち切ったので、提案2も失敗に終わりました。
- そこで、JICA は提案3、すなわち、(iii)直接コンサルタント契約を締結することを決めました。彼らは会議とほぼ同じ名称「プロサバンナのマスタープランの見直し」という名前のプロジェクトをプロサバンナマスタープラン（ProSAVANA-PD）のもとで決定し、2016年8月初め公募を実施。

- 公募の前に、4 月の上記会議に参加した JICA [REDACTED] 氏と MASA の [REDACTED] 氏が、OMR の [REDACTED] を訪問し、OMR がコンサルティング業務に応募できないか説得を試みました。しかし、OMR はこれを拒絶しました。
- 2016 年 10 月末に、MCSC のコーディネーターであって 4 月の会議に参加した者を代表取締役に行っている SOLIDARIEDADE MOÇAMBIQUE というナンブーラの NGO が契約を落札したことが公表されました。
- この会議はマプトと州レベルにおいて「プロサバンナにノー！全国キャンペーン」を実施した我々を敵対する「感化活動」を助長したというもう一つの問題については、前項ですでに述べた通りです。

[JICA とナンブーラを拠点とする NGO と、JICA により創設された「メカニズム」 (MCSC) のコーディネーターとの間の契約]

- JICA はその契約を代表取締役が「メカニズム」のコーディネーターである NGO に与えました。
- JICA は、SOLIDARIEDADE MOÇAMBIQUE という NGO が、3 者参加による「競争的公募」により、選ばれたと述べました。モザンビークの主要な新聞紙各紙での JICA 公告によれば、サブプロジェクトは、「ステークホルダーの意見を聴取し、MASA とそのパートナーと協力しながら、ステークホルダーの完全な参加を確保するためにマスタープラン・ドラフトを見直す」ことを目的としていました¹⁰⁶。
- しかし、上記会議議事録から判明したように、JICA モザンビーク事務局長は、最大の努力を払って迅速に MCSC に対し 4 つの方法のいずれかで資金を調達することを約しましたが、その方法の一つ（提案③）は、コンサルタント会社にその業務を契約で委託することでした。
- 「競争的公募」や「MCSC に対する資金調達」などについてのこの矛盾した説明は、プロサバンナマスタープラン (ProSAVANA-PD) についての責任をもち、透明で、民主的、公平なプロセスを願う者に、さらなる疑いと怒りを惹起しました。
- もう一つの驚愕の事実が、契約締結から二ヶ月後の 12 月末に判明しました。すなわち、契約書を署名したのは、SOLIDARIEDADE MOÇAMBIQUE の代表者かつ MCSC コーディネーターである [REDACTED] 氏だったのです。彼の役割は JICA と MASA とともに「プロサバンナにノー！全国キャンペーンの支持者の意識を変える」ことであることがわかったのです¹⁰⁷。

[因果関係に関する考察]

- ガイドラインは「情報の透明性」、「説明責任」、「幅広いステークホルダーの参加」（1.1 を参照）の重要性を強調しています。これらの要素は「民主的な意思決定」を確

¹⁰⁶ 5 頁を参照。

¹⁰⁷

保し、人権を尊重するため、「環境社会配慮」にとって不可欠なものです。我々、影響を受けた地域の農民は、このガイドラインに完全に賛成し、その内容を称賛したいと思います。

- しかし、JICA が「マスタープランの見直し」により実施しようとしていたことは、そのサブプロジェクトの決定からその委託業者の選択に至るまで、上記ガイドラインの原則に明らかに違反しています。
- 影響を受けた地域において、JICA に賛同する活動を行う現地 NGO とそのリーダーに対し、JICA が「資金提供」しようとしていることは、その地域が事業とその手続に対して異議を唱えているステークホルダーや農民がいる場所である以上、当然、JICA による我々の社会への直接的介入であり、分断を助長し、プロセスの私物化であり、特定の個人や団体への利益供与であると見なされます。
- このプロセスとその最終的結果により、JICA は自らのガイドラインに違反したばかりでなく、反対する人々の権利を保障し外国の介入と支配を禁止することにより、諸外国と諸国民の間の連帯を促進しようとする国連憲章第 19 条にも違反しています。
- 我々は、JICA が「マスタープランの見直し」プロセスにおいて、正義、説明責任、そして中立性を担保せず、結果、影響を受けた地域における、プロジェクトの最重要なアクターであり、住民であり、農民である我々の民主的な参加の権利を、侵害したのだと確信しています。
- 我々は、今このような手続や合意はガイドラインの規定に反しているばかりか、次に掲げる JICA の政策、規定ならびに行動規範をも侵していることがわかりました¹⁰⁸。
- JICA のコンプライアンス遵守¹⁰⁹； JICA にも適用される総務省通達「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（2015 年 5 月）¹¹⁰；「業務実績等報告書」に係る「JICA の中期目標」（透明性とガバナンス）（2016 年 6 月）¹¹¹；「JICA 不正腐敗防止ガイドライン」（2014 年 10 月）¹¹²；

¹⁰⁸ これらの方針とガイドラインの重要な部分は次の書類から抜粋されています。

¹⁰⁹ <https://www.jica.go.jp/about/compliance/index.html>

¹¹⁰ http://www.caa.go.jp/region/pdf/150724_shiryou4-1.pdf

¹¹¹ https://www.jica.go.jp/disc/jisseki/ku57pq00000fveqt-att/chuki_jigyo03.pdf

¹¹² <https://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>

；「JICA 関係者の倫理等ガイドライン」¹¹³；「JICA コンプライアンス並びにリスク評価及び対応に関する規程」¹¹⁴；JICA 役職員倫理規程¹¹⁵。

- ・ これらのすべての方針とガイドラインは、JICA の適切な行動を確保し、JICA の公共調達契約における「公正性、競争性、説明責任、透明性」を確保し、JICA の機構内の適切なガバナンスと独立の監視監督制度を確立することを目的としています。
- ・ 総務省通達は、この点について、趣旨が特に明確です。
- ・ “独立行政法人が、政策実施機能を最大限発揮するためには、調達に関する内部統制システム（ガバナンス）を確立し、その下で公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達…PDCA サイクルにより透明性及び外部性を確保しつつ…”（総則、1 頁）

[JICA が日本における我々の声を抑圧しようとしたことについて、2016 年 11 月]

- 我々の社会を害するための JICA の介入（特に、ナンブーラ州への介入）に呆れながらも、我々の中の数名は、日本を訪問することができました。モザンビークに帰ってから現地政府によりさらなる弾圧を受けることを我々は恐れていました。しかし、我々の最後の唯一の希望は、我々の社会で何が起きており、JICA が、日本国民の名の下で何をしていたのかを告発することであると結論しました。我々は、人々の見識と共感と連帯を信頼しています。
- しかし、JICA 役員らが、MASA の高官（元副大臣と次官）及び在日本モザンビーク大使を、我々が我々の体験と声を聴いてもらえると思っていた、2016 年 11 月 28 日の東京公開会議に招待しようとしていたことを聞いて驚愕しました。そこでは、我々も自らの体験と声を発表することになっていたからです。
- このイベントは日本の 6 つの NGO が主催したものであり、JICA が勝手にモザンビーク政府職員を招待しイベントに参加するよう依頼するようなことはとても認められません。JICA は、このような行動が歓迎されないことを学び、農民リーダーを脅そうとする意図を放棄して考え直すべきでした。
- 考え直すどころか、JICA は、これら高官を招待し、11 月 26 日我々が学術的発表を行っていた広島大学でのイベントに連れてきたのです。この事件等の詳細は 12 月に日本の

¹¹³ https://www.jica.go.jp/about/compliance/ku57pq00001rnu1n-att/j_guide.pdf

¹¹⁴ <http://association.jourekun.jp/jica/act/frame/frame110000939.htm>

¹¹⁵ <http://association.jourekun.jp/jica/act/frame/frame110000037.htm>

NGO が JICA 理事長に提出した「緊急抗議」に掲載されています¹¹⁶。

- 実際、JICA 理事ボードのひとりである ████████ 氏は、これらの高官を日本に招待したのは、影響を受けた地域の農民リーダーである我々の要求に対して彼らに「直接反論してもらおう」ためだったと認めました。モザンビーク政府職員や JICA コンサルタントだけではなく、JICA 役員でさえ、我々を傷つけ、我々の権利を侵害しようとしたのです。
- 我々に反論することを唯一の目的にモザンビークから日本に来たのに、結局、その目的を達成することができなかったモザンビーク高官らによる反撃や報復の可能性に脅威と恐怖を感じました。

[因果関係に関する考察]

- ガイドラインは、プロジェクト遂行にあたって環境社会配慮を担保し、参加型ガバナンスを促進し、またこれら配慮事項を遵守する JICA の責任を強調しています（1.1 と 1.2 を参照）。加えて、ガイドラインは基本的人権尊重の重要性を繰り返し強調しています。2.5 (2)においては、次のような記載がみられます。
 - ・ 「JICA は…国際人権規約をはじめとする国際的に確立した人権基準の原則を尊重する。…社会的に弱い立場にあるものの人権については、特に配慮する。」
- JICA 役員らが計画、実行したことは、これらガイドラインに完全に反するばかりか逆に、裨益側政府のガイドライン違反を促進するものです。
- また、JICA はまた「JICA 関係者の倫理等ガイドライン」と「JICA 役職員倫理規程」にも違反しています。
 - ・ JICA の公式倫理規程（ガイドライン）は国家公務員倫理法の定めるところに従って制定されています。
 - ・ 開発協力に関係している JICA のすべての役職員は国際協力にコミットしている者としての意識と誇りをもって、また高水準の職業倫理と自己規律をもってその業務に従事しなければならない。これは、ボランティアや専門家を含む JICA の業務を実施するすべての者について適用される。

- 我々は、JICA コンサルタントによる虚偽情報によって、我々の社会を害するようなこの種のプロパガンダを見て、非常に不安を感じました。しかし、我々の憤慨は終わっていませんでした。1月、同紙オンライン版にこの記事が載り、その脚注には「本記事は、日本大使館が組織した視察旅行の一部として執筆された」という説明がありました。
- 実際、記事の後半分は、プロサバンナ PEM (ProSAVANA-PEM) のパイロットプロジェクトにより何等かの便益を受けた、恐らくプロサバンナに賛同していると思われる「ナンブール県の農民」に関するものでした。

[因果関係に関する考察]

- ガイドラインは、JICA プロジェクトにおける「情報の透明性」と「責任」の重要性を強調 (1.1.と 1.2.を参照)すると同時に、プロジェクトの裨益政府による「現地社会に対する悪影響の防止及び/又は軽減」の重要性をも強調しています (1.4.)。ガイドラインは、また JICA プロジェクトが、ガイドラインを遵守、「適切なコンセンサス構築」のため、「幅広いステークホルダーの意義のある参加」を保証しなければならないとしています (1.4(4))。
- しかし、上記記事の内容及びその作成過程 (JICA が参加し、日本大使館も関与したインタビューを含む) から、外務省 (MOFA) や JICA の日本人モザンビーク人コンサルタントは、この JICA の原則の放棄や違反を犯していることを示しています。
- 日本人コンサルタントも支援する契約にかかる虚偽情報が、JICA コンサルタントの ████████ 氏によって提供され、それをかつ修正しないことは、単に「不透明」であるに留まらず、虚偽情報を正当化 (██████ 氏は実は JICA コンサルタントの一人) するものであると同時に、██████ 氏による分断的言説を裏付けて強化してしまうものでもあります。
- 彼の過去の行動や上述からは、「コミュニティ公聴会」¹¹⁹という高度に公共性の高いイベントのコーディネーションを行い「マスタープランの見直し」プロジェクトのための JICA コンサルタント業務を果たすような資格を、██████ 氏は有していないにもかかわらず、他 JICA コンサルタント (日本人) が、これを正当化してしまったことが明らかです。我々、影響を受けた地域の農民に対する、このような不当な扱いと、これらアクターの不公平な活動により、ガイドラインの 1.1.、1.2.及び 2.4.に定められている「幅広いステークホルダーの意義のある参加」が妨害されました。
- 上記のような行動をとることにより、彼らは「JICA 関係者の倫理等ガイドライン」、特に以下に掲げるガイドラインに違反しました。：

- ・ 「機構関係者は、その職務に係る倫理等の保持を図るために、機構関係者として行動する際には、次に掲げる事項を遵守するようお願いします。」
- ・ 「機構関係者は、機構の公共的使命を自覚し、職務上知り得た情報について一部の者に対してのみ有利な取り扱いをする等国民に対し不当な差別的取扱いをせず、常に公正な職務の遂行に当ること」¹²⁰。
- さらに、@Verdade 紙が、この記事は日本大使館の支援で作成されたことを認めたおかげで、我々は、「メディアのヒント (Dica da Imprensa)」について書かれたことは、我々が宣言で、「コミュニケーション戦略」は、ガイドラインと矛盾することを指摘した後になされたということを知りました。また、外務省 (MOFA) は「戦略」は日本政府の見解を示すものではないと公式に発表しています。¹²¹。
- 我々は、JICA と外務省 (MOFA) との会議において伝えられた上記のガイドラインに対する違反を指摘する我々の宣言によっても、状況は改善しなかったことについて気づきました。逆に、彼らは、さらに積極的、攻撃的な活動を進め、これにより、我々の憲法が、その目的として掲げるモザンビークの市民社会における連帯に基づく平和的、調和的かつ相互尊敬のある関係の特徴としていた我々の社会の状況を悪化させました。
- 以上が審査役に対して我々の異議申立書をお送りしようと思った理由です。

[JICA に対して我々の異議を申し立てる意思とその決定、2014 年 6 月-]

- 「ナンプーラ宣言」及び「キャンペーン」のプレスリリースに書かれている通り、我々は、JICA に対して異議を申し立てることを決めました。
- しかし、上記書類が作成された時点では、我々はまだ JICA のガイドラインの不遵守及びその因果関係を証明するために十分な文書証拠を持っていませんでした。
- 証拠が現れたのは 2016 年 1 月、我々の日本のパートナーが、プロサバナマスタープラン (ProSAVANA-PD) のもとでのサブプロジェクトの存在を知ってから、「プロサバナ：コミュニケーション戦略」などの一次的書類と CV&A 社と MAJOL 社と JICA との間の契約書類 (付託条項を含む) を入手できたのです。
- その後、2016 年 5 月に、プロサバナに関する多くの書類、とくにモザンビークの市

¹²⁰ https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000kzwj-att/j_guide.pdf

¹²¹ 東京での 2016 年 12 月の ODA の理事会における NGO と外務省との間の議論中。

民社会に対する介入における JICA とそのコンサルタントの関与を示す書類が公開されたので、必要な証拠が集まりました。

- 2016 年 8 月に、JICA が適切な対応をとることを期待して、我々は、三ヶ国の市民社会組織とともに、上記の書類に基づいて、発覚した JICA 及びプロサバンナ支持者及び提案者の行動や試みに対する抗議声明を公表しました。
- しかし、その期待を裏切って、JICA は新たにそのコンサルタント業者としてナンバーラの NGO と間で契約を締結し、直接我々の社会に介入しました。
- 上記期待を裏切られたため、最後の希望として、我々はすべての情報と書類を収集して我々のパートナーの支援を受けてこの異議申立書を作成することを決めました。
- 我々はガイドライン及び JICA の異議申立手続に関する情報とポルトガル語訳版を入手しようとしたのですが、この要請に応じてもらえませんでした。

[要約]

- 1) 人権侵害: (a) 「公聴会」前の弾圧、(b) 「公聴会」中の弾圧、(c) プロサバンナに対して異議を申立てまたは疑義を呈した者に対する迫害、恫喝、恐喝、弾圧。我々の声を抑圧するために JICA がモザンビーク政府のトップの役職員を我々に反論してもらうために招待したこと。これにより、我々の生命と生存の方法も脅威にさらされました。
- 2) 現地市民社会への直接の介入による社会的な損害: 対立状況のもとで行われた、JICA による「コミュニケーション戦略」及び「ステークホルダーの参加」プロジェクト (MAJOL 社) の立案、資金調達と実施、並びに現地 NGO SOLIDARIEDADE の備上、公聴会の政治問題化；モザンビークの市民社会の分断とナンバーラ農民としての我々の声の断絶を推し進めるため、新聞記事の情報の捏造と操作を行ったこと。
- 3) 無責任な態度、情報の隠匿、ステークホルダー、特に地域住民の意味のある参加に対する妨害: 上記 4 つのサブプロジェクト及び「プロサバンナ：コミュニケーション戦略」に関する情報の欠如、事業の重要な要素の変化（セラード、PROCEDER、大豆、輸出など）に関する説明の欠如、「オプション・ゼロ」または「代替オプション」に関する説明の欠如、公聴会への参加の妨害。

- 4) ガイドラインの実効性を確保する義務の不履行：モザンビーク政府の役職員に対するガイドラインの説明の欠如、繰り返しの請求にもかかわらずガイドラインの翻訳版または説明が全く提供されなかったこと、ガイドラインに関する理解の欠如による JICA スタッフによる「コミュニケーション戦略」その他のサブプロジェクトの導入。

6. 申立人が請求する救済措置

以上で本申立書において主張し詳述した事実に基づいて以下の通り請求します。

- プロサバンナのもとでのナカラ開発回廊の熱帯サバンナにおいて実施中のすべての活動とプロジェクトの停止。

JICA のすべての役職員とコンサルタントに、同機構が自ら定めた、次の指針を読んでいただきたいと思えます。

[コンプライアンス・ポリシー]

- 「独立行政法人として、業務内容及び財務基盤の両面にわたり、経営の透明性・公正性を高め、国民の信頼を確保します」
- 「開発援助により国際社会の健全な発展に寄与し、国際社会における信頼を確保します」¹²²。

[不正腐敗防止ガイダンス]

(目的及び共通原則「2 共通原則」、3 頁)

- 「JICA として、ODA が適切に実施され、日本国民及び国際社会に対する責任を果たすために、ODA の遵守を強化するように努力します」
- その際に、問題の防止するために、遵守の強化は単に受動的なものではなく能動的なものではなければなりません。ODA 事業の目的及びその公益性の高さに鑑みると、ODA は、日本国民及び国際社会の信頼に基づいて実施することが不可欠です。

¹²² <https://www.jica.go.jp/about/compliance/index.html>

7. 申立人らによるプロジェクト提案者との相談の試みに関する事実：

- プロサバンナマスタープラン（ProSAVANA-PD）の提案者（Proponentes do Projecto）、モザンビーク農業省（MASA）などのわが政府機関、DPA、ProSAVANA-HQ と相談する機会を持つとした我々の努力については既に前項（特に、イントロダクション、1.2.3.4）で既に詳述されています。
- JICA のガイドラインの不遵守はきわめて有害かつ深刻な問題を引き起こしたため、これ以上、プロジェクトの提案者に対し、事業の問題に関する「相談」を求めることは考えられない。
- 申立人とその他利害関係者及び影響を受けた住民は 2013 年 8 月と 2014 年 7 月にマプートで開催された「プロサバンナに関する三者人民コンファレンス」を通じて会議とセミナーを主催してプロジェクトの提案者を招待しました。
- 前者のコンファレンスにおいて、全国農民連合の会長は「プロサバンナ事業を停止させ再検討させるための公開状」を読み上げ、影響を受けた地域の農民及び利害関係を有するモザンビーク国民の真の声を表しました。
- 招待された農業省大臣（MINAG/MASA）は農民のリーダーを「操り人形」呼ばわりして我々の当時の全国連合の会長に対して「おれの邪魔をする者をひどい目に遭わせる」と述べて脅しました。

8. 申立人による JICA 事業部との相談の試みに関する事実：

JICA の事業部、即ち JICA のアフリカ部、JICA の農村開発部と JICA モザンビーク事務所との間に相談の機会を持つとする我々の努力については、既に前項（特に、イントロダクションの 1.2.3.4.）の分析において説明されています。

我々は、プロサバンナについて情報を入手するために努力を惜しまず、JICA に対して我々の懸念を明確にして議論するために、宣言、集会や公的イベントなど、ありとあらゆる方法を試みました。しかし、これらの努力がどれも実を結ばず、情報を入手できたのはパートナーの非公式な活動と情報公開法に訴えた、我々のパートナーである日本の組織の不断の努力のおかげです。

今閲覧可能な文書は JICA が、我々の社会と組織に介入したことの証拠となっていますが、これらの証拠を目にした以上、もはやのプロサバンナ担当者会うことは、困難です。

プロサバンナのプロセスにおける JICA の活動は、前述したとおり、我々の権利を侵害だけでなく、我々の尊厳、存在並びに主権を侵しました。「JICA」と「プロサバンナ」という言葉を聞くだけで、我々は深く傷付き、怒りにあふれ、また不正義と裏切られたという深い思いが生じます。JICA スタッフが近くにいるとわかっただけで、我々は不快になり、脅威と不安と激怒を感じます。

我々、プロサバンナにより影響を受けた農民と、その他我々を尊敬して擁護する組織は、もはや JICA が用いた「対話」という言葉を信頼することができません。

我々のパートナー、日本の NGO を通じて、JICA のガイドラインの翻訳版を要求しましたが、JICA はこの要求に応えることなく、モザンビークの社会と、プロサバンナにより影響を受けた地域の住民に対し、ガイドラインの内容を共有することを拒否してきました。

プロサバンナのもとの JICA の活動は、ナカラ回廊の地域住民とモザンビークの全市民社会にとって、「支配のために分断」という明確な目的のために遂行されてきました。すなわち、JICA は、影響を受けた主な人々（JICA により主な受益者と呼ばれる人々）が、読んで理解できないほどの膨大で複雑な書類（マスタープラン）を作成し、我々が貢献や疑義の提示ができないようにするために、適時なアクセスを認めず、また、そのための国内法上の法令に従わず、政府組織の強い存在感の下、恫喝と脅迫に溢れた形で、「マスタープラン」を強行するため、「地区、農村、コミュニティの意見聴取会」を実施しました。

過去 4 年間のすべての努力にもかかわらず、JICA は、我々の政府と市民社会に JICA 支援の原則を理解してもらうために、ポルトガル語への簡潔な翻訳版すら、提供しませんでした。

我々の日本のパートナーは、プロサバンナのコーディネーターである元農業副大臣と日本の省庁の派遣団（2015 年 9 月）が、ガイドライン及びその内容を知らなかったことを確認しました。日本 NGO とモザンビーク政府派遣団とのミーティングにおいて、この問題が俎上に上ると、JICA 代表者は、ガイドラインが適用されるのは、プロジェクトの実施が開始した後であるので、政府職員はガイドラインを知らないのだと弁明しました。

もしガイドラインが本当に我々の言語で共有され、理解され、全員により遵守されていれば、我々と我が国の政府だけではなく、プロサバナマスタープラン（ProSAVANA-PD）に参与しているすべての JICA の職員とコンサルタントも、個人的、社会的、組織的な損害に気がつき、これらの問題は、おそらく防止されていたでしょう。

従って、大学教授などから構成されているようである、独立の審査委員会に対し、我々の申立書だけではなく、脚注に掲載されている JICA 自身のプロサバナに関するすべての書類を分析し、我々の要求を独立した立場から、また中立的かつ学問的な見地から、審査なさるようお願い申し上げます。プロサバナ（とくにプロサバナマスタープラン）を担当している者たちが、過去の経験と知恵に基づいて作成された、この素晴らしいガイドラインを遵守しなかったとしても、2010年4月に JICA が制定したガイドラインの精神を信頼したく存じます。

そのようにして、我々モザンビークの農民と、モザンビークの非政府組織は、審査役と共に、JICA とそのプロジェクトにより引き起こされた苦しい経験を通じて、ガイドラインの実務と実効性の向上に貢献したいと思っております。宣言書に述べられたようになる可能性がある最後のチャンスを JICA に。

9. 申立書が代理人により提出された場合、申立人らが代理人による提出の必要性を説明しなければならないことについて:

上記 7 で述べられているように、ガイドライン及び「環境社会配慮のガイドラインに基づく異議申立続き」のポルトガル語訳が存在していません。このこと自体が、基本的な教育しか受けていない農民である、影響を受けた地域の住民の権利侵害に当たります。

さらに、我々の公用語であるポルトガル語で情報を送った場合、もっと時間が必要になり、申立の審査がきわめて遅くなると書かれています。そのため、我々は集会して、英語、法律、ガイドラインに関する知識を有しているモザンビークの市民社会における我々の仲間の援助とその他の寄付者と JICA に直接連絡をとっている者の支援を求めることを決定しました。

上記 7 で前述したとおり、我々はもう JICA と直接話し合うことができなくなっています。これは我々にとってきわめて有害であり多くの痛みを伴うからです。そのため、これ以上傷付けられないように、我々にとって、状況を理解し、我々の気持ちを理解し、手続を理解し、我々が完全に信頼をおける代理人を立てることが必要です。

添付資料

次に掲げるものは「プロサバナ：コミュニケーション戦略」において掲載されている記述の例です。JICA から入手した原文及びその英訳を貼付しました。

コミュニティとの直接の接触は、これが証明されれば、コミュニティ又は農業者の代表者としてのこれらの組織の「価値を貶める」。

The direct contact with communities, if it's proved, lessens these associations as spokespersons of communities or farmers.

If one withdraws importance to civil society organizations in Mozambique, one significantly weakens foreign NGOs operating in Mozambique, as these reduce their contacts with the media and, consequently, their influence.

モザンビークの市民社会組織の重要性を低下させることができれば、メディアとの接触、従ってその影響力を縮小させることができるので、モザンビークにおいて活動している国際 NGO が大きく弱体化するでしょう。

Regarding the influence that civil society organizations exert over the media in Mozambique, it is considered that if ProSAVANA maintains a constant communication with them it will decrease the force employed by these organizations, especially the Mozambican ones, which are the ones that come forward.

モザンビークにおける市民社会組織のメディアに対する影響に鑑みれば、プロサバナがこれらの組織との継続的なコミュニケーションを保持すれば、これらの組織、特に前に出ているモザンビークの組織の力を弱めることができる。